

○ デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）（抄）（第一条関係）	1
○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（抄）（第二条関係）	4
○ 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）（抄）（第三条関係）	8
○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）（第四条関係）	9
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第五条関係）	10
○ 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）（抄）（第六条関係）	11
○ 古物営業法（昭和二十四年法律第八号）（抄）（第七条関係）	12
○ 水先法（昭和二十四年法律第二十一号）（抄）（第八条関係）	14
○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）（第九条関係）	16
○ 質屋営業法（昭和二十五年法律第五十八号）（抄）（第十条関係）	20
○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）（抄）（第十一条関係）	21
○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）（第十二条関係）	22
○ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）（第十三条関係）	24
○ 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）（抄）（第十四条関係）	25
○ 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（抄）（第十五条関係）	26
○ 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）（抄）（第十六条関係）	27
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）（第十七条関係）	29
○ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（抄）（第十八条関係）	31
○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）（第十九条関係）	36
○ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）（抄）（第二十条関係）	38
○ 内航海運業法（昭和二十七年法律第五百一十一号）（抄）（第二十一条関係）	39
○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第二十二条関係）	41

○	社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（抄）	（第二十三条関係）	43
○	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	（第二十四条関係）	44
○	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）（抄）	（第二十五条関係）	47
○	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（抄）	（第二十六条関係）	51
○	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）	（第二十七条関係）	52
○	倉庫業法（昭和三十一年法律第二百十一号）（抄）	（第二十八条関係）	55
○	労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）（抄）	（第二十九条関係）	56
○	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）（抄）	（第三十条関係）	57
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）	（第三十一条関係）	58
○	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）（抄）	（第三十二条関係）	59
○	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）（抄）	（第三十三条関係）	67
○	砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（抄）	（第三十四条関係）	68
○	警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）（抄）	（第三十五条関係）	69
○	特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）	（第三十六条関係）	76
○	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	（第三十七条関係）	77
○	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）	（第三十八条関係）	85
○	預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）（抄）	（第三十九条関係）	87
○	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）（抄）	（第四十条関係）	88
○	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）	（第四十一条関係）	90
○	商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（抄）	（第四十二条関係）	92
○	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	（第四十三条関係）	94
○	行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	（第四十四条関係）	95
○	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）（抄）	（第四十五条関係）	98
○	保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	（第四十六条関係）	100
○	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（抄）	（第四十七条関係）	102

○	消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（抄）	（第四十八条関係）	103
○	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（抄）	（第四十九条関係）	104
○	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第一百六号）（抄）	（第五十条関係）	105
○	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（抄）	（第五十一条関係）	106
○	確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）（抄）	（第五十二条関係）	113
○	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（抄）	（第五十三条関係）	114
○	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）	（第五十四条関係）	117
○	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）	（第五十五条関係）	119
○	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）	（第五十六条関係）	121
○	信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）（抄）	（第五十七条関係）	122
○	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）	（第五十八条関係）	124
○	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（抄）	（第五十九条関係）	129
○	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）（抄）	（第六十条関係）	131
○	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（抄）	（第六十一条関係）	132
○	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）	（第六十二条関係）	134
○	特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）（抄）	（第六十三条関係）	135
○	中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）（抄）	（第六十四条関係）	136
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	（附則第八条関係）	137
○	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）（抄）	（附則第九条関係）	144
○	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（抄）	（附則第十条関係）	145
○	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（抄）	（附則第十条関係）	146
○	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）（抄）	（附則第十条関係）	147
○	薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）（抄）	（附則第十条関係）	148

○ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）（附則第十一条関係）	150
○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）（附則第十二条関係）	151
○ 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（抄）（附則第十三条関係）	152
○ 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（抄）（附則第十三条関係）	153
○ 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）（附則第十三条関係）	154
○ 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）（附則第十四条関係）	155
○ 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（抄）（附則第十五条関係）	158
○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）（附則第十六条関係）	159
○ 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）（抄）（附則第十七条関係）	161
○ 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（抄）（附則第十八条関係）	163
○ デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）（抄）（附則第十九条関係）	164
○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）（附則第二十条関係）	165

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 施策の策定に係る基本方針（<u>第二十条―第三十六条</u>）</p> <p>第五章 デジタル庁（<u>第三十七条</u>）</p> <p>第六章 デジタル社会の形成に関する重点計画（<u>第三十八条・第三十九条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第四章 施策の策定に係る基本方針</p> <p>（公的基礎情報データベースの整備等）</p> <p>第三十一条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、公的基礎情報データベース（国、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の事業者が保有する情報のうち社会生活又は事業活動に伴い必要とされる多数の手続の処理の基礎となるもの集合物であつて、多様な主体が当該情報を電子計算機を用いて適切な制御の下で検索することができるように体系的に構成したものをいう。<u>第三十八条第二項第十二号</u>において同じ。）を整備するとともに、その利用を促進するために必要な措置が講じられな</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 施策の策定に係る基本方針（<u>第二十条―第三十五条</u>）</p> <p>第五章 デジタル庁（<u>第三十六条</u>）</p> <p>第六章 デジタル社会の形成に関する重点計画（<u>第三十七条・第三十八条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第四章 施策の策定に係る基本方針</p> <p>（公的基礎情報データベースの整備等）</p> <p>第三十一条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、公的基礎情報データベース（国、地方公共団体その他の公共機関及び公共分野の事業者が保有する情報のうち社会生活又は事業活動に伴い必要とされる多数の手続の処理の基礎となるもの集合物であつて、多様な主体が当該情報を電子計算機を用いて適切な制御の下で検索することができるように体系的に構成したものをいう。<u>第三十七条第二項第十二号</u>において同じ。）を整備するとともに、その利用を促進するために必要な措置が講じられな</p>

ればならない。

(サイバーセキュリティの確保等)

第三十三条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十八条第二項第十四号において同じ。)の確保、情報通信技術を用いた犯罪の防止、情報通信技術を用いた本人確認の信頼性の確保、情報の改変の防止、高度情報通信ネットワークの災害対策、個人情報の保護その他の国民が安心して高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用を行うことができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

(情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直し)

第三十六条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならない。

第五章 デジタル庁

第三十七条 (略)

ればならない。

(サイバーセキュリティの確保等)

第三十三条 デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第三十七条第二項第十四号において同じ。)の確保、情報通信技術を用いた犯罪の防止、情報通信技術を用いた本人確認の信頼性の確保、情報の改変の防止、高度情報通信ネットワークの災害対策、個人情報の保護その他の国民が安心して高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用を行うことができるようにするために必要な措置が講じられなければならない。

(新設)

第五章 デジタル庁

第三十六条 (略)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 情報通信技術の効果的な活用の推進に関する施策（第十 六条・第十七条）</p> <p>第五章 雑則（第十八条―第二十一条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三 十五号）第十七条及び官民データ活用推進基本法（平成二十八年 法律第百三号）第七条の規定に基づく法制上の措置として、国、 地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動にお いて情報通信技術（デジタル社会形成基本法第二条に規定する情 報通信技術をいう。以下同じ。）の便益を享受できる社会が実現 されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その 基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための 能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を 利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定める とともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第四章 雑則（第十六条―第十九条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三 十五号）第十七条及び官民データ活用推進基本法（平成二十八年 法律第百三号）第七条の規定に基づく法制上の措置として、国、 地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動にお いて情報通信技術（デジタル社会形成基本法第二条に規定する情 報通信技術をいう。以下同じ。）の便益を享受できる社会が実現 されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その 基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための 能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を 利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定める とともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する</p>

施策及び情報通信技術の効果的な活用への推進に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(適用除外)

第十条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるもの この節の規定

二 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第六条第一項又は第七条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く）

三 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の法令の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(適用除外)

第十条 次に掲げる手続等については、この節の規定は、適用しない。

一 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるもの

二 手続等のうち当該手続等に関する他の法令の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(新設)

び前条の規定

第四章 情報通信技術の効果的な活用への推進に関する施策

(新設)

(情報通信技術の進展への対応)

第十六条 国は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並び

(新設)

にこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2 地方公共団体は、国が前項の規定に基づき講ずる施策に準じて、条例又は規則に基づく手続並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(規制の見直しに資する情報通信技術に関する情報の公表及び活用)

第十七条 内閣総理大臣は、情報通信技術の効果的な活用のための

(新設)

規制の見直しを推進するため、情報通信技術に関する情報であつて当該見直しに資するものについて、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

2 国の行政機関等は、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しの検討に当たっては、前項の規定により公表された情報

を活用するよう努めなければならない。

第五章 雑則

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第十八条 (略)

2 (略)

第十九条～第二十一条 (略)

第四章 雑則

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第十六条 (略)

2 (略)

第十七条～第十九条 (略)

○ 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第九条 行旅死亡人ノ住所、居所又ハ氏名知レザルトキハ市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ニ付テ公署ノ揭示場ニ告示シ官報ニ公告シ及厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ電気通信回線ニ接続シテ行フ自動公衆送信（公衆ニ依リ直接受信セラルルコトヲ目的トシ公衆ノ請求ニ依リ自動的ニ送信ヲ行フコトヲ謂ヒ放送又ハ有線放送ニ該当スルモノヲ除ク）ニ依リ公衆ノ閲覧ニ供スベシ</p>	<p>第九条 行旅死亡人ノ住所、居所若ハ氏名知レザルトキハ市町村ハ其ノ状況相貌遺留物件其ノ他本人ノ認識ニ必要ナル事項ヲ公署ノ揭示場ニ告示シ且官報若ハ新聞紙ニ公告スヘシ</p>

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第七十条の八（略）</p> <p>② 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を公正取引委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができ、状態に置くとともに、その旨が記載された書面を公正取引委員会の掲示場に掲示し、又はその旨を公正取引委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることに由り行う。</p> <p>③ 公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。</p> <p>④（略）</p>	<p>第七十条の八（略）</p> <p>② 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を公正取引委員会の掲示場に掲示することにより行う。</p> <p>③ 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。</p> <p>④（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第五十九条の二の二 前条第一項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項について、当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>一〇三（略）</p>	<p>第五十九条の二の二 前条第一項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項を当該施設において提供されるサービスを利用しようとする者の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>一〇三（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（料金等の揭示等）</p> <p>第六十九条 会社は、郵便に関する料金、郵便約款（前条第一項の総務省令で定める軽微な事項に係る提供条件を含む。）その他総務省令で定める事項について、その営業所において公衆に見やすいように揭示するとともに、総務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>（料金等の揭示等をしな場合等の過料）</p> <p>第九十二条 第六十九条の規定による揭示をせず、若しくは虚偽の揭示をし、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した会社の取締役、執行役又は職員は、五十万円以下の過料に処する。</p>	<p>（料金等の揭示）</p> <p>第六十九条 会社は、郵便に関する料金、郵便約款（前条第一項の総務省令で定める軽微な事項に係る提供条件を含む。）その他総務省令で定める事項をその営業所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。</p> <p>（料金等を揭示しな場合等の過料）</p> <p>第九十二条 第六十九条の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした会社の取締役、執行役又は職員は、五十万円以下の過料に処する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（閲覧等）</p> <p>第八条の二 公安委員会は、第五条第一項第六号に規定する方法を用いる古物商（第十二条第二項及び第三項において「特定古物商」という。）について、次に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（標識の揭示等）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 古物商又は古物市場主は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国家公安委員会規則で定める場合（その者が特定古物商である場合を除く。）を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号（次項において「氏名等」という。）を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 特定古物商は、前項の規定により氏名等を公衆の閲覧に供するときは、氏名等と共に、その取り扱う古物に関する事項を公衆の</p>	<p>（閲覧等）</p> <p>第八条の二 公安委員会は、第五条第一項第六号に規定する方法を用いる古物商について、次に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（標識の揭示等）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 古物商は、第五条第一項第六号に規定する方法を用いて取引をしようとするときは、その取り扱う古物に関する事項と共に、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

閱覽に供しなればならない。

改正案	現行
<p>（水先料） 第四十六条（略） 2～5（略）</p> <p>6 水先人は、第四項の規定により届け出た水先料について、その事務所において利用者に見やすいように掲示しておくとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次条第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>（水先約款） 第四十七条（略） 2（略）</p> <p>3 水先人は、第一項の水先約款について、その事務所において利用者に見やすいように掲示しておくとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>（水先料） 第四十六条（略） 2～5（略）</p> <p>6 水先人は、第四項の規定により届け出た水先料をその事務所において利用者に見やすいように掲示しておかなければならない。</p> <p>（水先約款） 第四十七条（略） 2（略）</p> <p>3 水先人は、第一項の水先約款をその事務所において利用者に見やすいように掲示しておかなければならない。</p>

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第四十六条第六項の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

四 (略)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四十七条第三項の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

三・四 (略)

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第四十六条第六項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

四 (略)

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四十七条第三項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

三・四 (略)

○ 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（役員の第三者に対する損害賠償責任の規定の適用）</p> <p>第五条の四の二 信用協同組合等の理事に対する中小企業等協同組 合法第三十八条の三第二項第一号ハ（役員の第三者に対する損害 賠償責任）の規定の適用については、同号ハ中「公告」とあるの は、「公告（協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項 において準用する銀行法（ハ）において「準用銀行法」という。） 第十六条第一項の規定による掲示及び同条第二項の規定による閲 覧に供する措置並びに準用銀行法第三十八条第一項の規定による 掲示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置を含む。」 とする。</p> <p>（銀行法の準用）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはな らない」とあるのは「信用協同組合等の事業を行わせてはならな い」と、同法第十二条の二及び第十三条の三中「第十三条の四」 とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の 十一第一項」と、同法第十六条第二項中「第五十七条」とあるの は「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第 三十三条第四項」と、「同条第一号に掲げる方法を定めている」</p>	<p>（新設）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>（銀行法の準用）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはな らない」とあるのは「信用協同組合等の事業を行わせてはならな い」と、同法第十二条の二及び第十三条の三中「第十三条の四」 とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の 十一第一項」と、同法第二十七条、第二十八条及び第三十七条第 三項中「第四条第一項の免許を取り消す」とあるのは「解散を命 ずる」と、同法第四十条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許</p>

とあるのは「同項第三号に掲げる方法を定めていない」と、「は、同項」とあるのは「は、前項」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない」と、同法第二十七条「第二十八条及び第三十七条第三項中「第四条第一項の免許を取り消す」とあるのは「解散を命ずる」と、同法第三十八条第二項中「第五十七条」とあるのは「中小企業等協同組合法第三十三条第四項」と、「同条第一号に掲げる方法を定めている」とあるのは「同項第三号に掲げる方法を定めていない」と、「は、同項」とあるのは「は、前項」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない」と、同法第四十条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消された」とあるのは「解散を命ぜられた」と、同法第四十四条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による解散命令」と、同法第五十六条第二号中「第四条第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 銀行法第五十二条の四十第一項若しくは第二項又は第五十二

を取り消された」とあるのは「解散を命ぜられた」と、同法第四十四条中「第四条第一項の内閣総理大臣の免許の取消し」とあるのは「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条又は第二十八条の規定による解散命令」と、同法第五十六条第二号中「第四条第一項の免許を取り消した」とあるのは「解散を命じた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 銀行法第五十二条の四十第一項又は第五十二条の六十の九第

条の六十の九第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 銀行法第五十二条の四十第三項又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、銀行法第五十二条の四十第一項の標識若しくは銀行法第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれらに類似する標識を掲示したとき。

四〇六 (略)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事若しくは清算人、第五条の八第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、信用協同組合代理業者（信用協同組合代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、信用協同組合電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である信用協同組合電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）、信用協同組合電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（信用協同組合電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会若しくは認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 銀行法第五十二条の四十第二項又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、銀行法第五十二条の四十第一項の標識若しくは銀行法第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれらに類似する標識を掲示したとき。

四〇六 (略)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事若しくは清算人、第五条の八第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、信用協同組合代理業者（信用協同組合代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、信用協同組合電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である信用協同組合電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）、信用協同組合電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（信用協同組合電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定信用協同組合電子決済等取扱事業者協会若しくは認定信用協同組合電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十二 (略)

十三 第六条の五の九第二項若しくは第七条の二の規定又は銀行法第十六条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の六十一の六第一項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、揭示若しくは閲覧に供する措置をせず、又は虚偽の届出、公告、揭示若しくは閲覧に供する措置をしたとき。

十四〇二十 (略)

2 (略)

一〇十二 (略)

十三 第六条の五の九第二項若しくは第七条の二の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の六十一の六第一項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは揭示をしたとき。

十四〇二十 (略)

2 (略)

改 正 案	現 行
<p>（標識の掲示等）</p> <p>第十条 第二条第一項の許可を受けた者は、許可を受けたことを示す内閣府令で定める様式の標識を営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、その氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>（許可の表示）</p> <p>第十条 第二条第一項の許可を受けた者は、営業所の見易い場所に、内閣府令で定めるところにより、許可を受けたことを証する表示をしなければならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（指定区分等の掲^レ示等）</p> <p>第七十七条の二十八 指定確認検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、指定区分、業務区域その他国土交通省令で定める事項について、その事務所において公衆に見やすいように掲^レ示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第七十七条の三十五の十三において同じ。）により公衆の閲覧に供しな^レければならない。</p> <p>（業務区域等の掲^レ示等）</p> <p>第七十七条の三十五の十三 指定構造計算適合性判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、業務区域その他国土交通省令で定める事項について、その事務所において公衆に見やすいように掲^レ示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しな^レければならない。</p>	<p>（指定区分等の掲^レ示）</p> <p>第七十七条の二十八 指定確認検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、指定区分、業務区域その他国土交通省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように掲^レ示しな^レばならない。</p> <p>（業務区域等の掲^レ示）</p> <p>第七十七条の三十五の十三 指定構造計算適合性判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、業務区域その他国土交通省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように掲^レ示しな^レければならない。</p>

改正案	現行
<p>（標識の揭示等）</p> <p>第九十八条 商品先物取引業者は、主務省令で定める標識について、営業所又は事務所ごとにその見やすい箇所に掲示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として有線放送に該当するものを除く。次項及び第二百四十条の九において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>2 商品先物取引業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。</p> <p>（標識の揭示等）</p> <p>第二百四十条の九 商品先物取引仲介業者は、主務省令で定める標識について、営業所又は事務所ごとにその見やすい箇所に掲示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>2 商品先物取引仲介業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送</p>	<p>（標識の揭示）</p> <p>第九十八条 商品先物取引業者は、営業所又は事務所ごとにその見やすい箇所に、主務省令で定める標識を掲げなければならない。</p> <p>2 商品先物取引業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。</p> <p>（標識の揭示）</p> <p>第二百四十条の九 商品先物取引仲介業者は、営業所又は事務所ごとにその見やすい箇所に、主務省令で定める標識を掲げなければならない。</p> <p>2 商品先物取引仲介業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。</p>

信により公衆の閲覧に供してはならない。

第三百六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第九十八条第二項又は第二百四十条の九第二項の規定に違反して、第九十八条第一項若しくは第二百四十条の九第一項の標識又はこれらに類似する標識を掲示し、又は公衆の閲覧に供した者

五 十二 (略)

第三百六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第九十八条第二項又は第二百四十条の九第二項の規定に違反して、第九十八条第一項若しくは第二百四十条の九第一項の規定による標識又はこれらに類似する標識を掲示した者

五 十二 (略)

改正案	現行
<p>第五十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第五十三条、第五十四条又は前条の規定による処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における行政手続法第十五条第四項の規定の適用については、同項中「総務省令」とあるのは「経済産業省令」と、「当該行政庁の事務所」とあるのは「鉱業権者の鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所、町村役場若しくはこれに準ずるもの」と、「当該事務所」とあるのは「当該市役所、町村役場若しくはこれに準ずるもの」と、「当該事務所」とあるのは「当該事務所」とあるのは「とり、かつ、その要旨及び当該措置をとった旨を官報に掲載する」と、「から」とあるのは「又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から」とする。</p>	<p>第五十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第五十三条、第五十四条又は前条の規定による処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合における行政手続法第十五条第三項の規定の適用については、同項中「当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって」とあるのは「鉱業権者の鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所、町村役場又はこれに準ずるものの掲示場に掲示するとともに、その掲示をした旨及びその要旨を官報に掲載することによって」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（標識の揭示等）</p> <p>第三十三条の十五 第三十三条の認可を受けた採石業者は、<u>経済産業省令で定めるところにより、当該認可に係る岩石採取場の見やすい場所に氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p>	<p>（標識の揭示）</p> <p>第三十三条の十五 第三十三条の認可を受けた採石業者は、<u>当該認可に係る岩石採取場の見やすい場所に、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（報酬）</p> <p>第二十二條 海事代理士は、その業務の開始前に、委託者から受けようとする報酬の額を定め、当該報酬の額について、その事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しな ければならない。これを変更するときも、同様とする。</p> <p>2 5 7 （略）</p>	<p>（報酬）</p> <p>第二十二條 海事代理士は、その業務の開始前に、委託者から受けようとする報酬の額を定め、これをその事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならぬ。これを変更するときも同 様とする。</p> <p>2 5 7 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（運賃及び料金並びに港湾運送約款の揭示等）</p> <p>第十二条 港湾運送事業者は、第九条第一項の規定により届け出た運賃及び料金（特定の荷主又は船舶運航事業者に限って定められたものを除く。）並びに前条第一項の規定により認可を受けた港湾運送約款について、営業所において利用者の見やすいように揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>（料金の割戻しの禁止及び料金の揭示等）</p> <p>第二十二条の四 （略）</p> <p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第十二条（第二十二条の四及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による揭示をせず、若しくは虚偽の揭示をし、又は第十二条の規</p>	<p>（運賃及び料金並びに港湾運送約款の揭示）</p> <p>第十二条 港湾運送事業者は、第九条第一項の規定により届け出た運賃及び料金（特定の荷主又は船舶運航事業者に限って定められたものを除く。）並びに前条第一項の規定により認可を受けた港湾運送約款を営業所において利用者の見やすいように揭示しなければならない。</p> <p>（料金の割戻しの禁止及び料金の揭示）</p> <p>第二十二条の四 （略）</p> <p>第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第十二条（第二十二条の四及び第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十二条の二の規定による揭示若しくは表示をせず、又は虚偽の揭示若しくは表示をした者</p>

定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

二 第三十二条の二の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

三 五 (略)

(新設)

二 四 (略)

改正案	現行
<p>（自動車登録番号標の交付手数料） 第二十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自動車登録番号標交付代行者は、第一項の手数料について、事業場において公衆の見やすいように掲示するとともに、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動車送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならぬ。</p> <p>（登録基準等） 第九十六条の四（略）</p> <p>2 登録は、登録情報処理機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 自動公衆送信において送信元である登録情報処理機関を識別するための文字、番号、記号その他の符号</p>	<p>（自動車登録番号標の交付手数料） 第二十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自動車登録番号標交付代行者は、第一項の手数料について、事業場において公衆の見易いように掲示しなければならない。</p> <p>（登録基準等） 第九十六条の四（略）</p> <p>2 登録は、登録情報処理機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）において送信元である登録情報処理機関を識別するための文字、番号、記</p>

3
・
4

(略)

五
・
六

(略)

3
・
4

(略)

五
・
六

(略)

号その他の符号

改 正 案	現 行
<p>（役員等の第三者に対する責任） 第三十九条の二（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>一 理事 次に掲げる行為</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 虚偽の公告（第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項の規定による揭示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置、第八十九条第一項において準用する同法第三十八条第一項の規定による揭示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置並びに第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の九第二項の規定による揭示及び同条第三項の規定による閲覧に供する措置を含む。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（銀行法の準用） 第八十九条（略）</p> <p>2 前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはな</p>	<p>（役員等の第三者に対する責任） 第三十九条の二（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>一 理事 次に掲げる行為</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 虚偽の公告（第八十九条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項の規定による金庫の事務所の店頭に掲示する措置及び第八十九条において準用する同法第三十八条の規定による金庫のすべての事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示する措置を含む。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（銀行法の準用） 第八十九条（略）</p> <p>2 前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはな</p>

らない」とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と、同法第十二条の三第三項第二号及び第三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項」と、同法第十六条第二項及び第三十八條第二項中「第五十七條」とあるのは「信用金庫法第八十七條の四第一項」と、「同條第一号」とあるのは「同項第一号」と、「は、同項」とあるのは「は、前項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の二の九まで（所属外国銀行に係る説明書類等の縦覧、外国銀行代理業務の健全化措置、所属外国銀行に関する資料の提出等、所属外国銀行に関する届出等）、第五十二条の四十（標識の掲示等）、第五十二条の四十一（名義貸しの禁止）、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五（第四号を除く。）まで（分別管理、顧客に対する説明等、銀行代理業に係る禁止行為）、第五十二条の四十九（銀行代理業に関する帳簿書類）及び第五十二条の五十第一項（銀行代理業に関する報告書）の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあつては外国銀行代理金庫（第五十四条の二第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を行っている信用金庫連合会をいう。以下同じ。）について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「所属外国銀行」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「信用金庫法第五

らない」とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と、同法第十二条の三第三項第二号及び第三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「信用金庫法第八十五条の十二第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の二の九まで（所属外国銀行に係る説明書類等の縦覧、外国銀行代理業務の健全化措置、所属外国銀行に関する資料の提出等、所属外国銀行に関する届出等）、第五十二条の四十（標識の掲示）、第五十二条の四十一（名義貸しの禁止）、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五（第四号を除く。）まで（分別管理、顧客に対する説明等、銀行代理業に係る禁止行為）、第五十二条の四十九（銀行代理業に関する帳簿書類）及び第五十二条の五十第一項（銀行代理業に関する報告書）の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあつては外国銀行代理金庫（第五十四条の二第二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を行っている信用金庫連合会をいう。以下同じ。）について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「所属外国銀行」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第一項に規定する所属外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「信用金庫法第五

十四条の二第二項に規定する外国銀行代理業務」と、銀行法第五十二条の二の九第三項中「第四十九条の二第一項の規定により公告方法として同項第一号に掲げる方法を定め、又は第五十七条」とあるのは「信用金庫法第八十七条の四第一項」と、「同条第一号」とあるのは「同項第一号」と、同法第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第二項に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5
5
12 (略)

第九十条の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 銀行法第五十二条の四十第一項若しくは第二項又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 銀行法第五十二条の四十第三項又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、銀行法第五十二条の四十第一項の標識若しくは銀行法第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれらに類似する標識を掲示したとき。

四
六 (略)

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十八条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、信用金庫代理業者（信用金庫代理業者が法人であるときは

十四条の二第二項に規定する外国銀行代理業務」と、銀行法第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは「信用金庫法第五十四条の二第二項に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5
5
12 (略)

第九十条の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 銀行法第五十二条の四十第一項又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 銀行法第五十二条の四十第二項又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、銀行法第五十二条の四十第一項の標識若しくは銀行法第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれらに類似する標識を掲示したとき。

四
六 (略)

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、支配人若しくは清算人、第三十八条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、信用金庫代理業者（信用金庫代理業者が法人であるときは

、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、信用金庫電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である信用金庫電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）、信用金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（信用金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会若しくは認定信用金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十三（略）

十四 第五十二条第二項（第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項及び第六十一条の四第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第二項、第五十四条の五、第五十四条の十三、第五十八条第三項、第八十五条の十一第二項若しくは第八十七条の規定、第六十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項若しくは第五

、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、信用金庫電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である信用金庫電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）、信用金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（信用金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定信用金庫電子決済等取扱事業者協会若しくは認定信用金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十三（略）

十四 第五十二条第二項（第六十一条の二第五項、第六十一条の三第七項及び第六十一条の四第五項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第二項、第五十四条の五、第五十四条の十三、第五十八条第三項、第八十五条の十一第二項若しくは第八十七条の規定、第六十三条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項若しくは第五十二

十二条の六十一の六第一項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知、揭示若しくは閲覧に供する措置をせず、又は虚偽の届出、公告、通知、揭示若しくは閲覧に供する措置をしたとき。

十五～二十八 (略)

2
(略)

の六第一項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知若しくは揭示をせず、又は虚偽の届出、公告、通知若しくは揭示をしたとき。

十五～二十八 (略)

2
(略)

改 正 案	現 行
<p>第三十条 都道府県知事は、前条の通知を受けたときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その通知の内容について、告示し、その森林の所在する市町村の事務所に掲示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次条第一項及び第五十条第五項において同じ。）により公衆の閲覧に供するとともに、その森林の森林所有者及びその森林に關し登記した権利を有する者に通知しなければならぬ。この場合において、保安林の指定又は解除が第二十七条第一項の規定による申請に係るものであるときは、その申請者にも通知しなければならぬ。</p> <p>第三十条の二 都道府県知事は、保安林の指定又は解除をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめその旨並びに指定をしようとするときにあつてはその保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る第三十三条第一項に規定する指定施業要件、解除をしようとするときにあつてはその解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由について、告示し</p>	<p>第三十条 都道府県知事は、前条の通知を受けたときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その通知の内容を告示し、その森林の所在する市町村の事務所に掲示するとともに、その森林の森林所有者及びその森林に關し登記した権利を有する者にその内容を通知しなければならぬ。この場合において、保安林の指定又は解除が第二十七条第一項の規定による申請に係るものであるときは、その申請者にも通知しなければならぬ。</p> <p>第三十条の二 都道府県知事は、保安林の指定又は解除をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめその旨並びに指定をしようとするときにあつてはその保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及び保安林の指定後における当該森林に係る第三十三条第一項に規定する指定施業要件、解除をしようとするときにあつてはその解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由を告示し、その森林</p>

、その森林の所在する市町村の事務所に掲示し、かつ、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するとともに、その森林の森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知しなければならない。その告示した内容を変更しようとするときもまた同様とする。

2 (略)

(使用権設定に関する認可)

第五十条 (略)

2 3 4 (略)

5 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨について、その土地の所有者及び関係人に通知するとともに、その土地の所在する市町村の事務所に掲示し、かつ、農林水産省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

6 (略)

の所在する市町村の事務所に掲示するとともに、その森林の森林所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者にその内容を通知しなければならない。その告示した内容を変更しようとするときもまた同様とする。

2 (略)

(使用権設定に関する認可)

第五十条 (略)

2 3 4 (略)

5 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨をその土地の所有者及び関係人に通知するとともに、その土地の所在する市町村の事務所に掲示しなければならない。

6 (略)

改正案	現行
<p>(送達)</p> <p>第六十一条の九の二 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び法務大臣がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を法務省の掲示場に掲示し、又は公示事項を法務省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。</p> <p>8 前項の場合において、同項の規定による措置を開始した日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。</p>	<p>(送達)</p> <p>第六十一条の九の二 (略)</p> <p>2 6 (略)</p> <p>7 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び法務大臣がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を法務省の掲示場に<u>掲示して</u>行う。</p> <p>8 前項の場合において、<u>掲示を始めた</u>日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請者が第十七条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第四項の規定により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。）であるとき。</p> <p>三〇七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（内航運送約款）</p> <p>第八条 （略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 国土交通大臣は、第四条の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請者が第十七条第一項の規定により内航海運業の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から一年を経過しないものを含む。）であるとき。</p> <p>三〇七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（内航運送約款）</p> <p>第八条 （略）</p>

2・3 (略)

4 内航運送をする内航海運業者は、第一項の内航運送約款について、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第八条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

三・四 (略)

2・3 (略)

4 内航運送をする内航海運業者は、第一項の内航運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第八条第四項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

三・四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（空港等又は航空保安施設の設置） 第三十八條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国土交通大臣は、空港等の設置の許可の申請があつたときは、空港等の位置及び範囲、公共の用に供するかどうかの別、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面、供用開始の予定期日その他国土交通省令で定める事項について、告示し、かつ、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供する措置を講ずるとともに、<u>現地において掲示しなければなら</u>ない。</p> <p>4（略）</p> <p>（空港の告示等）</p> <p>第四十條 国土交通大臣は、空港について設置の許可をしたときは、当該空港の位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面並びに供用開始の予定期日について、告示し、かつ、<u>国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続し</u></p>	<p>（空港等又は航空保安施設の設置） 第三十八條（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国土交通大臣は、空港等の設置の許可の申請があつたときは、空港等の位置及び範囲、公共の用に供するかどうかの別、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面、供用開始の予定期日その他国土交通省令で定める事項を告示するとともに、<u>現地においてこれを掲示しなければなら</u>ない。</p> <p>4（略）</p> <p>（空港の告示等）</p> <p>第四十條 国土交通大臣は、空港について設置の許可をしたときは、当該空港の位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面並びに供用開始の予定期日を告示するとともに、<u>現地においてこれを掲示しなければなら</u>ない。供用開始後におい</p>

て行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供する措置を講ずるとともに、現地において掲示しなければならぬ。供用開始後にあって、告示し及び閲覧に供し並びに掲示した事項について変更がある場合（第四十三条第一項に規定する事由による場合を除く。）も、同様とする。

（運賃及び料金等の掲示等）

第七十七条 本邦航空運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款について、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならぬ。

（過料）

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第七十七条の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

四 (略)

て、告示し及び掲示した事項について変更がある場合（第四十三条第一項に規定する事由による場合を除く。）も、同様とする。

（運賃及び料金等の掲示）

第七十七条 本邦航空運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならぬ。

（過料）

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第七十七条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

四 (略)

改 正 案	現 行
<p>（決定の効力発生） 第十五条（略）</p> <p>2 決定の送達は、決定書の謄本を送付することによつて行う。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。</p> <p>3 公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を当該審査官が職務を行う場所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。</p> <p>4（略）</p>	<p>（決定の効力発生） 第十五条（略）</p> <p>2 決定の送達は、決定書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。</p> <p>3 公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査官が職務を行なう場所の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。</p> <p>4（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（役員等の第三者に対する責任） 第四十二条の二（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>一 理事 次に掲げる行為</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 虚偽の公告（第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項の規定による揭示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置並びに第九十四条第一項において準用する同法第三十八条第一項の規定による揭示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置を含む。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（銀行法の準用） 第九十四条（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十七条の七第一項を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令</p>	<p>（役員等の第三者に対する責任） 第四十二条の二（略）</p> <p>2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>一 理事 次に掲げる行為</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 虚偽の公告（第九十四条において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項の規定による金庫の事務所の店頭に掲示する措置及び第九十四条において準用する同法第三十八条の規定による金庫のすべての事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示する措置を含む。）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（銀行法の準用） 第九十四条（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項に規定する規定（銀行法第五十七条の七第一項を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「内閣府令」とあるのは「内閣府令</p>

・厚生労働省令」と、同法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と、同法第十二条の第三項第二号及び第三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項」と、同法第十六条第二項及び第三十八条第二項中「第五十七条」とあるのは「労働金庫法第九十一条の四第一項」と、「同条第一号」とあるのは「同項第一号」と、「は、同項」とあるのは「は、前項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3～8 (略)

第百条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 銀行法第五十二条の四十第一項又は第二項の規定に違反した者
- 三 銀行法第五十二条の四十第三項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四～六 (略)

第百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、参事若しくは清算人、第四十一条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業

・厚生労働省令」と、同法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「金庫の事業を行わせてはならない」と、同法第十二条の第三項第二号及び第三号中「第五十二条の六十二第一項」とあるのは「労働金庫法第八十九条の十三第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3～8 (略)

第百条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者
- 三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四～六 (略)

第百一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした金庫の役員、参事若しくは清算人、第四十一条の二第三項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（労働金庫代理業者、労働金庫電子決済等代行業

者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定労働金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十三 (略)

十四 第五十七条第二項（第六十二条の五第五項、第六十二条の六第七項及び第六十二条の七第五項において準用する場合を含む。）、第六十二条第三項、第八十九条の十二第二項若しくは第九十一条の規定、第六十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知、掲示若しくは閲覧に供する措置をせず、又は虚偽の届出、公告、通知、掲示若しくは閲覧に供する措置をしたとき。

十五〇二十七 (略)

2 (略)

者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定労働金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十三 (略)

十四 第五十七条第二項（第六十二条の五第五項、第六十二条の六第七項及び第六十二条の七第五項において準用する場合を含む。）、第六十二条第三項、第八十九条の十二第二項若しくは第九十一条の規定、第六十七条において準用する会社法第四百九十九条第一項の規定又は銀行法第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第三項若しくは第五十二条の六十一の六第一項の規定に違反して、これらの規定による届出、公告、通知若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告、通知若しくは掲示をしたとき。

十五〇二十七 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（建築物等の移転及び除却） 第七十七条（略） 2～4（略）</p> <p>5 前項後段の公告は、国土交通省令で定めるところにより、官報その他政令で定める定期刊行物への掲載及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この項において同じ。）により行うほか、その公告すべき内容を政令で定めるところにより当該土地区画整理事業の施行地区内の適当な場所に掲示して行わなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、当該公告を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うことを要しない。</p> <p>6 前項の公告を行う施行者は、その公告すべき内容を当該土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村長に通知し、当該市町村長は、同項の規定による掲示がされている旨の公告をしなければならない。</p> <p>7～9（略）</p> <p>10 第八項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする者は、その身分を示す証票又は市町村長の認可証を携帯し、関係</p>	<p>（建築物等の移転及び除却） 第七十七条（略） 2～4（略）</p> <p>5 前項後段の公告は、官報その他政令で定める定期刊行物に掲載して行うほか、その公告すべき内容を政令で定めるところにより当該土地区画整理事業の施行地区内の適当な場所に掲示して行わなければならない。この場合において、施行者は、公告すべき内容を当該土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村長に通知し、当該市町村長は、当該掲示がされている旨の公告をしなければならない。</p> <p>（新設） 6～8（略）</p> <p>9 第七項の規定により建築物等を移転し、又は除却しようとする者は、その身分を示す証票又は市町村長の認可証を携帯し、関係</p>

人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。
い。

(書類の送付にかわる公告)

第三百三十三条 (略)

2 第七十七条第五項及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「前項後段の公告」とあるのは「前項の公告」と、同条第六項中「当該土地画整理事業の施行地区を管轄する市町村長」とあるのは「当該土地画整理事業の施行地区を管轄する市町村長及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所を管轄する市町村長」と読み替えるものとする。

3 (略)

(事務の区分)

第三百三十六条の四 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 市町村が処理することとされている次に掲げる事務

イ 第五十五条第十項(同条第十三項において準用する場合を含む。)、第六十九条第八項(同条第十項において準用する場合を含む。)、第七十一条の三第十二項(同条第十五項において準用する場合を含む。)及び第七十七条第六項(第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する

人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。
い。

(書類の送付にかわる公告)

第三百三十三条 (略)

2 第七十七条第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「前項後段の公告」とあるのは「前項の公告」と、「当該土地画整理事業の施行地区を管轄する市町村長」とあるのは「当該土地画整理事業の施行地区を管轄する市町村長及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所を管轄する市町村長」と読み替えるものとする。

3 (略)

(事務の区分)

第三百三十六条の四 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 市町村が処理することとされている次に掲げる事務

イ 第五十五条第十項(同条第十三項において準用する場合を含む。)、第六十九条第八項(同条第十項において準用する場合を含む。)、第七十一条の三第十二項(同条第十五項において準用する場合を含む。)及び第七十七条第五項後段(第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する

事務（国土交通大臣、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）

ロ（略）

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第四条第一項後段、第九条第四項（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項後段、第十一条第五項及び第七項、第十三条第一項後段、第十四条第一項後段（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項後段、第十九条第二項及び第三項（これらの規定を第三十九条第二項及び第五十一条の七第二項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十条第一項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十一条第六項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十九条第一項後段、第四十一条第三項（第七十八条第四項及び第一百十条第七項において準用する場合を含む。）、第四十五条第二項後段、第五十一条の二第一項後段（第五十一条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の八第一項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の九第四項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の十第一項後段、第五十一条の十三第一項後段、第七十二条第一項後段、第七十七条第八項後段、第八十六条第二項並びに第

する事務（国土交通大臣、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方公社を除く。）が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。）

ロ（略）

2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

一 第四条第一項後段、第九条第四項（第十条第三項において準用する場合を含む。）、第十条第一項後段、第十一条第五項及び第七項、第十三条第一項後段、第十四条第一項後段（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項後段、第十九条第二項及び第三項（これらの規定を第三十九条第二項及び第五十一条の七第二項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第二十条第一項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十一条第六項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十九条第一項後段、第四十一条第三項（第七十八条第四項及び第一百十条第七項において準用する場合を含む。）、第四十五条第二項後段、第五十一条の二第一項後段（第五十一条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の八第一項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の九第四項（第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条の十第一項後段、第五十一条の十三第一項後段、第七十二条第一項後段、第七十七条第七項後段、第八十六条第二項並びに第

九十七条第一項後段に規定する事務

二 (略)

三 第七十二条第六項及び第七十七条第六項(第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する事務(個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)

九十七条第一項後段に規定する事務

二 (略)

三 第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段(第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する事務(個人施行者、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)

改 正 案	現 行
<p>（指定紛争処理機関の指定等） 第二十三条の五（略） 2～4（略）</p> <p>5 指定紛争処理機関は、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、指定紛争処理機関である旨について、その事務所において公衆に見やすいように<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）</u>により公衆の閲覧に供しなければならぬ。</p>	<p>（指定紛争処理機関の指定等） 第二十三条の五（略） 2～4（略）</p> <p>5 指定紛争処理機関は、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより、指定紛争処理機関である旨を、その事務所において公衆に見やすいように<u>掲示しなければならぬ。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（供用約款の揭示等）</p> <p>第七条 会社は、前条第一項の認可を受けた供用約款について、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように揭示するとともに、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第二十四条第四項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>（料金徴収の対象等）</p> <p>第二十四条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 会社等又は有料道路管理者は、前項の認可を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、当該認可を受けた通行方法について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように揭示しなければならない。</p> <p>5 （略）</p> <p>（会社管理高速道路の道路管理者への引継ぎ）</p>	<p>（供用約款の揭示）</p> <p>第七条 会社は、前条第一項の認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように揭示しなければならない。</p> <p>（料金徴収の対象等）</p> <p>第二十四条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 会社等又は有料道路管理者は、前項の認可を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、当該認可を受けた通行方法を、会社等にあつては公告し、有料道路管理者にあつては公示するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように揭示しなければならない。</p> <p>5 （略）</p> <p>（会社管理高速道路の道路管理者への引継ぎ）</p>

第四十九条 (略)

2 3 4 (略)

5 第一項の許可があつた場合には、当該高速道路に係る会社に対する第三条第一項の許可及び会社がした同条第九項の規定による届出に係る同条第二項各号に掲げる事項に係る第十八条第二項の規定による届出があつたものとみなし、会社が第二十四条第三項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該道路管理者が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がした第二十五条第一項の規定による公告は、当該道路管理者がした同条第二項の規定による公示とみなす。この場合において、当該高速道路に係る会社に対する第三条第一項の許可は、その効力を失うものとする。

(会社管理高速道路及び有料道路管理者の管理する道路の地方道路公社への引継ぎ)

第五十条 (略)

2 3 6 (略)

7 第一項又は第五項の許可があつた場合には、当該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可と同一内容の当該地方道路公社に対する第十条第一項の許可又は有料道路管理者がした第十八条第二項の規定による届出(同条第三項の規定による届出を含む。)
に係る同条第二項各号に掲げる事項若しくは第十九条第二項の規定による届出(同条第三項の規定による届出を含む。)
に係る同条第二項各号に掲げる事項に係る第十条第一項又は第十一条第一項の許可があつたものとみなし、会社又は有料道路管理者が第二

第四十九条 (略)

2 3 4 (略)

5 第一項の許可があつた場合には、当該高速道路に係る会社に対する第三条第一項の許可及び会社がした同条第九項の規定による届出に係る同条第二項各号に掲げる事項に係る第十八条第二項の規定による届出があつたものとみなし、会社が第二十四条第三項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該道路管理者が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がした同条第四項又は第二十五条第一項の規定による公告は、当該道路管理者がした第二十四条第四項又は第二十五条第二項の規定による公示とみなす。この場合において、当該高速道路に係る会社に対する第三条第一項の許可は、その効力を失うものとする。

(会社管理高速道路及び有料道路管理者の管理する道路の地方道路公社への引継ぎ)

第五十条 (略)

2 3 6 (略)

7 第一項又は第五項の許可があつた場合には、当該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可と同一内容の当該地方道路公社に対する第十条第一項の許可又は有料道路管理者がした第十八条第二項の規定による届出(同条第三項の規定による届出を含む。)
に係る同条第二項各号に掲げる事項若しくは第十九条第二項の規定による届出(同条第三項の規定による届出を含む。)
に係る同条第二項各号に掲げる事項に係る第十条第一項又は第十一条第一項の許可があつたものとみなし、会社又は有料道路管理者が第二

十四条第三項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該地方道路公社が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がした第二十五条第一項の規定による公告又は有料道路管理者がした同条第二項の規定による公示は、当該地方道路公社がした同条第一項の規定による公告とみなす。この場合において、当該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可は、その効力を失うものとする。

十四条第三項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該地方道路公社が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がした同条第四項若しくは第二十五条第一項の規定による公告又は有料道路管理者がした第二十四条第四項若しくは第二十五条第二項の規定による公示は、当該地方道路公社がした第二十四条第四項又は第二十五条第一項の規定による公告とみなす。この場合において、当該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可は、その効力を失うものとする。

改正案	現行
<p>（料金等の揭示等）</p> <p>第九条 倉庫業者は、国土交通省令で定めるところにより、保管料その他の料金（消費者から收受するものに限る。）、倉庫寄託約款、倉庫の種類その他の事項について、営業所その他の事業所において利用者に見やすいように揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第九条の規定による揭示をせず、若しくは虚偽の揭示をし、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者</p>	<p>（料金等の揭示）</p> <p>第九条 倉庫業者は、国土交通省令で定めるところにより、保管料その他の料金（消費者から收受するものに限る。）、倉庫寄託約款、倉庫の種類その他の事項を営業所その他の事業所において利用者に見やすいように揭示しておかなければならない。</p> <p>第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第九条の規定による揭示をせず、又は虚偽の揭示をした者</p>

改正案	現行
<p>（決定の効力発生）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 決定の送達は、審査請求人に決定書の謄本を送付することによつて行^う。ただし、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。</p> <p>3 公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を政令で定める事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行^うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。</p> <p>4（略）</p>	<p>（決定の効力発生）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 決定の送達は、審査請求人に決定書の謄本を送付することによつて行^なう。ただし、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。</p> <p>3 公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を政令で定める掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。</p> <p>4（略）</p>

改正案	現行
<p>(改良地区) 第四条 (略) 2 3 4 (略)</p> <p>5 第一項の規定により指定があつたときは、第二項の申出をした者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を改良地区内の適当な場所に<u>掲示</u>するとともに、当該指定の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第八条第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(事業計画又はその変更の告示) 第八条 (略)</p> <p>2 前項の告示をしたときは、施行者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を改良地区内の適当な場所に<u>掲示</u>するとともに、当該事業計画の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(改良地区) 第四条 (略) 2 3 4 (略)</p> <p>5 第一項の規定により指定があつたときは、第二項の申出をした者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を改良地区内の適当な場所に<u>掲示</u>しなければならない。</p> <p>(事業計画又はその変更の告示) 第八条 (略)</p> <p>2 前項の告示をしたときは、施行者は、国土交通省令で定めるところにより、その旨を改良地区内の適当な場所に<u>掲示</u>しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（放置違反金） 第五十一条の四（略） 2～6（略）</p> <p>7 公安委員会は、納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、前項の規定による通知を、その者の氏名及び同項第二号に掲げる事項並びに公安委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うことができる。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>8～18（略） （罰則）（略）（）</p>	<p>（放置違反金） 第五十一条の四（略） 2～6（略）</p> <p>7 公安委員会は、納付命令を受けるべき者の所在が判明しないときは、前項の規定による通知を、その者の氏名及び同項第二号に掲げる事項並びに公安委員会が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、<u>掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>8～18（略） （罰則）（略）（）</p>

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）（抄）（第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（弁明の機会の付与の通知の方式） 第七十五条の五の八（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）、同項第三号に掲げる事項及び厚生労働大臣が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を厚生労働省の揭示場に揭示し、又は公示事項を厚生労働省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行うことができる。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>（公示送達） 第七十五条の五の十六（略）</p> <p>2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を厚生労働省令で定める方法により不特定多数の者</p>	<p>（弁明の機会の付与の通知の方式） 第七十五条の五の八（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）、同項第三号に掲げる事項及び厚生労働大臣が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を厚生労働省の事務所の揭示場に揭示することによつて行うことができる。この場合においては、揭示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>（公示送達） 第七十五条の五の十六（略）</p> <p>2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を厚生労働省の事務所の揭示場に揭示することによ</p>

が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を厚生労働省の掲示場に掲示し、又はその旨を厚生労働省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとるにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 (略)

(動物用医薬品等)

第八十三条 医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品（治療使用薬物等を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、この法律（第二条第十五項、第六条の二第一項及び第二項、第六条の三第一項から第三項まで、第九条の三、第九条の四第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第三十六条の十第一項及び第二項（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第六十条、第六十九条第五項、第七十二条第五項、第七十五条の五の二第一項から第三項まで、第七十五条の五の三、第七十五条の五の四、第七十五条の五の五第七項及び第八項、第七十五条の五の六、第七十五条の五の七第一項、第七十五条の五の八、第七十五条の五の九第四項、第七十五条の五の十一第一項及び第二項、第七十五条の五の十二第一項及び第三項、第七十五条の五の十四、第七十五条の五の十五、第七十五条の五の十六第一項及び第二項、第七十五条の五の十七、第七十五条の五の十八、第七十五条の五の十九、第七十六条の三の二、第七十六条の四、第七十六条の六、第七十

り行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 (略)

(動物用医薬品等)

第八十三条 医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品（治療使用薬物等を含む。）であつて、専ら動物のために使用されることが目的とされているものに関しては、この法律（第二条第十五項、第六条の二第一項及び第二項、第六条の三第一項から第三項まで、第九条の三、第九条の四第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第三十六条の十第一項及び第二項（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第六十条、第六十九条第五項、第七十二条第五項、第七十五条の五の二第一項から第三項まで、第七十五条の五の三、第七十五条の五の四、第七十五条の五の五第七項及び第八項、第七十五条の五の六、第七十五条の五の七第一項、第七十五条の五の八、第七十五条の五の九第四項、第七十五条の五の十一第一項及び第二項、第七十五条の五の十二第一項及び第三項、第七十五条の五の十四、第七十五条の五の十五、第七十五条の五の十六第一項、第七十五条の五の十七、第七十五条の五の十八、第七十五条の五の十九、第七十六条の三の二、第七十六条の四、第七十六条の六、第七十六

六条の六の二、第七十六条の七第一項及び第二項、第七十六条の七の二、第七十六条の八第一項、第七十六条の九、第七十六条の十、第七十七条、第八十一条の四、次項及び第三項並びに第八十三条の四第三項（第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。）を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、第二条第五項から第七項までの規定中「人」とあるのは「動物」と、第四条第一項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第七条第四項並びに第十条第一項（第三十八条第一項並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項第四号イ中「医薬品の薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品」とあり、並びに同号ロ、第二十五条第二号、第二十六条第三項第五号、第二十九条の二第一項第二号、第三十一条、第三十六条の九（見出しを含む。）、第三十六条の十の見出し、同条第五項及び第七項並びに第五十七条の二第三項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第八条の二第一項中「医療を受ける者」とあるのは「獣医療を受ける動物の飼育者」と、第九条第一項第二号中「一般用医薬品（第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）」とあるのは「医薬品」と、第十四条第二項第三号ロ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「認められるとき」とあるのは「認められるとき、又は申請に係る医薬品が、その申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有

二、第七十六条の七第一項及び第二項、第七十六条の七の二、第七十六条の八第一項、第七十六条の九、第七十六条の十、第七十七条、第八十一条の四、次項及び第三項並びに第八十三条の四第三項（第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。）を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、第二条第五項から第七項までの規定中「人」とあるのは「動物」と、第四条第一項中「都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第七条第四項並びに第十条第一項（第三十八条第一項並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第三十八条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項第四号イ中「医薬品の薬局医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品」とあり、並びに同号ロ、第二十五条第二号、第二十六条第三項第五号、第二十九条の二第一項第二号、第三十一条、第三十六条の九（見出しを含む。）、第三十六条の十の見出し、同条第五項及び第七項並びに第五十七条の二第三項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第八条の二第一項中「医療を受ける者」とあるのは「獣医療を受ける動物の飼育者」と、第九条第一項第二号中「一般用医薬品（第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）」とあるのは「医薬品」と、第十四条第二項第三号ロ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「認められるとき」とあるのは「認められるとき、又は申請に係る医薬品が、その申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動

する対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）についての残留性（医薬品の使用に伴いその医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）が動物に残留する性質をいう。以下同じ。）の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあることにより、医薬品として使用価値がないと認められるとき」と、同条第五項及び第十項、第二十三条の二の五第五項及び第十項並びに第二十三条の二十五第九項中「医療上」とあるのは「獣医療上」と、第十四条第五項及び第二十三条の二の五第五項中「人数」とあるのは「動物の数」と、第十四条の二の二第一項第一号、第十四条の三第一項第一号、第二十三条の二の六の二第一項第一号、第二十三条の二の八第一項第一号、第二十三条の二十六の二第一項第一号及び第二十三条の二十八第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と、第十四条の二の二第一項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有すること」とあるのは「有すること又は申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物についての残留性の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあること」と、第十四条の七の二第一項第三号口中「又は」とあるのは「若しくは」と、「認められること」とあるのは「認められること、又は当該医薬品が、当該変更計画に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物についての残留性の程度からみて、その使

物（牛、豚その他の食用に供される動物として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）についての残留性（医薬品の使用に伴いその医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）が動物に残留する性質をいう。以下同じ。）の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあることにより、医薬品として使用価値がないと認められるとき」と、同条第五項及び第十項、第二十三条の二の五第五項及び第十項並びに第二十三条の二十五第九項中「医療上」とあるのは「獣医療上」と、第十四条第五項及び第二十三条の二の五第五項中「人数」とあるのは「動物の数」と、第十四条の二の二第一項第一号、第十四条の三第一項第一号、第二十三条の二の六の二第一項第一号、第二十三条の二の八第一項第一号、第二十三条の二十六の二第一項第一号及び第二十三条の二十八第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と、第十四条の二の二第一項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有すること」とあるのは「有すること又は申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物についての残留性の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあること」と、第十四条の七の二第一項第三号口中「又は」とあるのは「若しくは」と、「認められること」とあるのは「認められること、又は当該医薬品が、当該変更計画に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物についての残留性の程度からみて、その使用に係る対

用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあることにより、医薬品として使用価値がないと認められること」と、第二十一条第一項中「都道府県知事（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売し、又は授与する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合には、市長又は区長。次項、第六十九条第一項、第七十一条、第七十二条第三項及び第七十五条第二項において同じ。）とあるのは「都道府県知事」と、第二十三条の二十五第二項第三号ロ、第二十三条の二十六第一項第三号及び第二十三条の二十六の二第二項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有すること」とあるのは「有すること又は当該変更計画に係る使用方法に従い使用される場合にその使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあること」と、第二十三条の三十二の二第一項第三号ロ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有すること」とあるのは「有すること又は当該変更計画に係る使用方法に従い使用される場合にその使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあること」と、第二十五条第一号中「要指導医薬品（第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。）又は一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第二十六条第一項中「都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合には、市長又は区長。次項及び第二十八条第四項において同じ。）とあるのは「都道府

対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあることにより、医薬品として使用価値がないと認められること」と、第二十一条第一項中「都道府県知事（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売し、又は授与する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合には、市長又は区長。次項、第六十九条第一項、第七十一条、第七十二条第三項及び第七十五条第二項において同じ。）とあるのは「都道府県知事」と、第二十三条の二十五第二項第三号ロ、第二十三条の二十六第一項第三号及び第二十三条の二十六の二第二項第三号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有すること」とあるのは「有すること又は当該変更計画に係る使用方法に従い使用される場合にその使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあること」と、第二十三条の三十二の二第一項第三号ロ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「有すること」とあるのは「有すること又は当該変更計画に係る使用方法に従い使用される場合にその使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあること」と、第二十五条第一号中「要指導医薬品（第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。）又は一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第二十六条第一項中「都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合には、市長又は区長。次項及び第二十八条第四項において同じ。）とあるのは「都道府県知事」と

「県知事」と、同条第三項第四号中「医薬品の要指導医薬品及び一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第三十六条の八第一項中「一般用医薬品」とあるのは「農林水産大臣が指定する医薬品（以下「指定医薬品」という。）以外の医薬品」と、同条第二項及び第三十六条の九第二号中「第二类医薬品及び第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品以外の医薬品」と、同条第一号中「第一類医薬品」とあるのは「指定医薬品」と、第三十六条の十第三項及び第四項中「第二类医薬品」とあるのは「医薬品」と、第三十九条第二項中「都道府県知事（その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、次条第二項及び第三十九条の三第一項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第四十九条の見出し中「処方箋医薬品」とあるのは「要指示医薬品」と、同条第一項及び第二項中「処方箋の交付」とあるのは「処方箋の交付又は指示」と、第五十条第七号中「一般用医薬品にあつては、第三十六条の七第一項に規定する区分ごとに」とあるのは「指定医薬品にあつては」と、同条第十二号中「医師等の処方箋」とあるのは「獣医師等の処方箋・指示」と、同条第十三号及び第五十九条第九号中「人体」とあるのは「動物の身体」と、第五十二条第二項中「要指導医薬品、一般用医薬品」とあるのは「要指示医薬品以外の医薬品」と、第五十七条の二第三項中「第一類医薬品、第二类医薬品又は第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品又はそれ以外の医薬品」と、第六十条中「及び第五十三条から第五十七条まで」とあるのは「、第五十三条から第五十六条まで及び第五十七条」と、「、第五十六条の二第一項中「第十四条、第十九条の二、第二十三条

、同条第三項第四号中「医薬品の要指導医薬品及び一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第三十六条の八第一項中「一般用医薬品」とあるのは「農林水産大臣が指定する医薬品（以下「指定医薬品」という。）以外の医薬品」と、同条第二項及び第三十六条の九第二号中「第二类医薬品及び第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品以外の医薬品」と、同条第一号中「第一類医薬品」とあるのは「指定医薬品」と、第三十六条の十第三項及び第四項中「第二类医薬品」とあるのは「医薬品」と、第三十九条第二項中「都道府県知事（その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、次条第二項及び第三十九条の三第一項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第四十九条の見出し中「処方箋医薬品」とあるのは「要指示医薬品」と、同条第一項及び第二項中「処方箋の交付」とあるのは「処方箋の交付又は指示」と、第五十条第七号中「一般用医薬品にあつては、第三十六条の七第一項に規定する区分ごとに」とあるのは「指定医薬品にあつては」と、同条第十二号中「医師等の処方箋」とあるのは「獣医師等の処方箋・指示」と、同条第十三号及び第五十九条第九号中「人体」とあるのは「動物の身体」と、第五十二条第二項中「要指導医薬品、一般用医薬品」とあるのは「要指示医薬品以外の医薬品」と、第五十七条の二第三項中「第一類医薬品、第二类医薬品又は第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品又はそれ以外の医薬品」と、第六十条中「及び第五十三条から第五十七条まで」とあるのは「、第五十三条から第五十六条まで及び第五十七条」と、「、第五十六条の二第一項中「第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若

の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認若しくは第二十三条の二の二十三の認証」とあるのは「第十四条若しくは第十九条の二の承認」と、「第十四条の九若しくは第二十三条の二の十二」とあるのは「第十四条の九」と、同条第三項第二号中「第十四条の三第一項第二号に規定する医薬品その他の厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」と、「読み替える」と、第六十三条の二第二項中「一般消費者の生活の用に供される」とあるのは「動物の所有者又は管理者により当該動物のために使用される」と、第六十四条中「第五十五条の二まで及び第五十六条の二」とあるのは「第五十五条の二まで」と、「第五十六条の二第一項中「第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七」とあるのは「第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七」と、「第十四条の九若しくは第二十三条の二の十二」とあるのは「第二十三条の二の十二」と、同条第三項第二号中「第十四条の三第一項第二号」とあるのは「第二十三条の二の八第一項第二号」と読み替える」とあるのは「読み替える」と、第六十八条の二の六第二項中「医学医術」とあるのは「獣医学」と、第六十九条第二項中「都道府県知事（薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、第七十二条の二第一項、第七十二条の二の二、第七十二条の四、第七十二条の五、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条、第七十六条の三の二及び第八

しくは第二十三条の二の十七の承認若しくは第二十三条の二の二十三の認証」とあるのは「第十四条若しくは第十九条の二の承認」と、「第十四条の九若しくは第二十三条の二の十二」とあるのは「第十四条の九」と、同条第三項第二号中「第十四条の三第一項第二号に規定する医薬品その他の厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」とあるのは「読み替える」と、第六十三条の二第二項中「一般消費者の生活の用に供される」とあるのは「動物の所有者又は管理者により当該動物のために使用される」と、第六十四条中「第五十五条の二まで及び第五十六条の二」とあるのは「第五十五条の二まで」と、「第五十六条の二第一項中「第十四条、第十九条の二、第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七」とあるのは「第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七」と、「第十四条の九若しくは第二十三条の二の十二」とあるのは「第二十三条の二の十二」と、同条第三項第二号中「第十四条の三第一項第二号」とあるのは「第二十三条の二の八第一項第二号」と読み替える」とあるのは「読み替える」と、第六十八条の二の六第二項中「医学医術」とあるのは「獣医学」と、第六十九条第二項中「都道府県知事（薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業若しくは貸与業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、第七十二条の二第一項、第七十二条の二の二、第七十二条の四、第七十二条の五、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条、第七十六条の三の二及び第八十一条の二

十一條の二において同じ。)とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項及び第六項、第七十条第三項、第七十六條の三第一項並びに第七十六條の三の三中「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十六條の三第一項中「、都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」と、第七十七條の二第一項第一号、第七十七條の三及び第七十七條の四中「対象者」とあるのは「対象の動物」と、「人数」とあるのは「数」とする。

2・3 (略)

において同じ。)とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項及び第六項、第七十条第三項、第七十六條の三第一項並びに第七十六條の三の三中「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十六條の三第一項中「、都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」と、第七十七條の二第一項第一号、第七十七條の三及び第七十七條の四中「対象者」とあるのは「対象の動物」と、「人数」とあるのは「数」とする。

2・3 (略)

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）（第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（標識の揭示等）</p> <p>第七条 液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める様式の標識について、販売所ごとに公衆の見やすい場所に揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の経済産業省令で定める場合を除き、経済産業省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しななければならない。</p> <p>2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を揭示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。</p>	<p>（標識の揭示）</p> <p>第七条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、公衆の見やすい場所に、経済産業省令で定める様式の標識を揭示しなければならない。</p> <p>2 液化石油ガス販売事業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を揭示してはならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（標識の揭示等）</p> <p>第二十九条 砂利採取業者は、<u>経済産業省令、国土交通省令</u>で定めるところにより、<u>第十六条の認可に係る砂利採取場の見やすい場所</u>に氏名又は名称、登録番号その他の<u>経済産業省令、国土交通省令</u>で定める事項を記載した標識を掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の<u>経済産業省令、国土交通省令</u>で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>（標識の揭示）</p> <p>第二十九条 砂利採取業者は、<u>第十六条の認可に係る砂利採取場の見やすい場所に</u>、<u>経済産業省令、国土交通省令</u>で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の<u>経済産業省令、国土交通省令</u>で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（認定手続）</p> <p>第五条 前条の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。この場合において、当該認定申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>2 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 認定の有効期間（第七条第二項の規定により認定の有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された認定の有効期間。以下同じ。）は、認定を受けた日（認定の有効期間が更新された場合にあつては、更新前の認定の有効期間が満了した日の翌日）から起算して五年とする。</p> <p>（削る）</p>	<p>（認定手続及び認定証）</p> <p>第五条 前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次の事項を記載した認定申請書を提出しなければならない。この場合において、当該認定申請書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>2 公安委員会は、認定申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、その者に対し、その旨を通知するとともに、速やかに認定証を交付しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 認定証の有効期間（第七条第二項の規定により認定証の有効期間が更新された場合にあつては、当該更新された認定証の有効期間。以下同じ。）は、認定を受けた日（認定証の有効期間が更新された場合にあつては、更新前の認定証の有効期間が満了した日の翌日）から起算して五年とする。</p> <p>5 認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を当該公安委員会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。</p>

(標識の揭示義務等)

第六条 警備業者は、認定を受けたことを示す内閣府令で定める様式の標識について、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

2 警備業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

(認定の有効期間の更新)

第七条 警備業者は、認定の有効期間の満了後も引き続き警備業を営もうとするときは、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、認定の有効期間の更新を申請し、その更新を受けなければならない。

2 公安委員会は、認定の有効期間の更新を申請した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、認定の有効期間を更新しなければならない。

3 公安委員会は、認定の有効期間の更新を申請した者が第三条各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、認定の有効期間を更新しない旨を通知しなければならない。

(認定証の揭示義務)

第六条 警備業者は、認定証をその主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(認定証の有効期間の更新)

第七条 警備業者は、認定証の有効期間の満了後も引き続き警備業を営もうとするときは、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、認定証の有効期間の更新を申請し、その更新を受けなければならない。

2 公安委員会は、認定証の有効期間の更新を申請した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、認定証の有効期間を更新しなければならない。

3 公安委員会は、認定証の有効期間の更新を申請した者が第三条各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、認定証の有効期間を更新しない旨を通知しなければならない。

4 第五条第一項の規定は、認定の有効期間の更新を受けようとする者について準用する。この場合において、同項中「認定申請書」とあるのは、「認定更新申請書」と読み替えるものとする。

5 認定の有効期間が満了したときは、認定は、その効力を失う。

(認定の取消し)

第八条 公安委員会は、認定を受けた者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により認定又は認定の有効期間の更新を受けたこと。

二 四 (略)

(廃止の届出)

第十条 (略)

2 前項の規定による届出書の提出があつたときは、認定は、その効力を失う。

(変更の届出)

第十一条 (略)

2 (略)

(削る)

4 第五条第一項の規定は、認定証の有効期間の更新を受けようとする者について準用する。この場合において、同項中「認定申請書」とあるのは、「認定証更新申請書」と読み替えるものとする。

5 認定証の有効期間が満了したときは、認定は、その効力を失う。

(認定の取消し)

第八条 公安委員会は、第四条の認定を受けた者について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により認定又は認定証の有効期間の更新を受けたこと。

二 四 (略)

(廃止の届出)

第十条 (略)

2 前項の規定による届出があつたときは、認定は、その効力を失う。

(変更の届出)

第十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換え

3| (略)

(死亡等の届出)
第十二条 (削る)

認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会（第九条の規定による届出書の提出をした者にあつては、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会及び同条の規定による届出書の提出をした公安委員会）に、内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

一・二 (略)

2| 認定を受けた者（第九条の規定による届出書の提出をした者に限る。）は、認定が取り消されたとき、又は認定の有効期間が満了したときは、遅滞なく、同条の規定による届出書の提出をした公安委員会に、内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出し

を受けなければならない。

4| (略)

(認定証の返納等)

第十二条 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、認定証（第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証）をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 警備業を廃止したとき。

二 認定が取り消されたとき。

三 認定証の有効期間が満了したとき。

四 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

2| 認定証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、認定証をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一・二 (略)

3| 第一項（第一号及び第四号を除く。）又は前項の規定により認定証を返納すべき者は、第九条の規定による届出をした公安委員会に、内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。

なければならない。

(廃止等の届出)

第四十一条 機械警備業者は、前条の規定による届出書の提出をした公安委員会の管轄区域内における基地局を廃止したとき、その他当該区域内において機械警備業務を行わないこととなつたとき、又は同条第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたときは、当該公安委員会に、基地局の廃止等に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(営業の停止等)

第四十九条 (略)

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号(第九号を除く。)のいずれかに該当する者で警備業を営んでいるもの(認定を受けている者を除く。)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第七条第一項の規定による認定の有効期間の更新の申請をし

(廃止等の届出)

第四十一条 機械警備業者は、前条の規定による届出をした公安委員会の管轄区域内における基地局を廃止したとき、その他当該区域内において機械警備業務を行わないこととなつたとき、又は同条第二号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたときは、当該公安委員会に、基地局の廃止等に係る事項その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(営業の停止等)

第四十九条 (略)

2 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号(第九号を除く。)のいずれかに該当する者で警備業を営んでいるもの(第四条の認定を受けている者を除く。)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第七条第一項の規定による認定の有効期間の更新の申請をし

ないで、認定の有効期間の満了後引き続き警備業を営んだ者

三〇五 (略)

六 第四十条の規定に違反して届出書の提出をしなかつた者

七 (略)

八 偽りその他不正の手段により認定又は第七条第一項の規定による認定の有効期間の更新を受けた者

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項（第七条第四項において準用する場合を含む）

）の認定申請書若しくは認定更新申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第六条の規定に違反した者

三 第九条、第十条第一項、第十一条第一項（同条第三項、第十条第三項及び第十七条第二項において準用する場合を含む）

以下この号において同じ。）、第十六条第二項（第十七条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）

若しくは第四十一条の規定に違反して届出書の提出をせず、又は第九条、第十条第一項、第十一条第一項、第十六条第二項、第四十条若しくは第四十一条の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

(削る)

四〇九 (略)

しないで、認定証の有効期間の満了後引き続き警備業を営んだ者

三〇五 (略)

六 第四十条の規定に違反して届出をしなかつた者

七 (略)

八 偽りその他不正の手段により第四条の認定又は第七条第一項の認定証の有効期間の更新を受けた者

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項（第七条第四項において準用する場合を含む）

）の認定申請書若しくは認定証更新申請書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第六条の規定に違反して認定証を掲示しなかつた者

三 第九条、第十条第一項、第十一条第一項（同条第四項、第十条第三項及び第十七条第二項において準用する場合を含む）

以下この号において同じ。）、第十六条第二項（第十七条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）

若しくは第四十一条の規定に違反して届出をせず、又は第九条、第十条第一項、第十一条第一項、第十六条第二項、第四十条若しくは第四十一条の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第十二条第一項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者

五〇十 (略)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条の規定に違反して届出書の提出をせず、又は同条の届出書に虚偽の記載をして提出した者

二 (略)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条第二項の規定に違反して認定証を返納しなかつた者
又は同条第三項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

二 (略)

○ 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）（第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公示送達） 第六十六条の五（略）</p> <p>2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を主務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を主務大臣の事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。</p> <p>3 公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。</p> <p>4（略）</p>	<p>（公示送達） 第六十六条の五（略）</p> <p>2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を主務大臣の事務所の掲示場に掲示することにより行う。</p> <p>3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。</p> <p>4（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（役員等の第三者に対する損害賠償責任の規定の適用）</p> <p>第七条の三 銀行の取締役及び執行役に対する会社法第四百二十九条第二項第一号ニ（役員等の第三者に対する損害賠償責任）の規定の適用については、同号ニ中「を含む」とあるのは、「並びに銀行法第十六条第一項の規定による揭示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置、同法第三十八条第一項の規定による揭示及び同条第二項の規定による閲覧に供する措置並びに同法第五十二条の二の九第二項の規定による揭示及び同条第三項の規定による閲覧に供する措置を含む」とする。</p> <p>（臨時休業等）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>2 前項の場合において、第五十七条の規定により公告方法として同条第一号に掲げる方法を定めている銀行は、同項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、同項の規定による揭示の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならぬ。</p>	<p>（新設）</p> <p>（臨時休業等）</p> <p>第十六条 （略）</p> <p>（新設）</p>

3 前二項の規定にかかわらず、銀行の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、第一項の規定による公告及び前項の規定による閲覧に供する措置は、することを要しない。

4 (略)

(廃業等の公告等)

第三十八条 銀行は、前条第一項の認可を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告するとともに、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に通知し、かつ、一月を下らない期間、全ての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

2 前項の場合において、第五十七条の規定により公告方法として同条第一号に掲げる方法を定めている銀行は、同項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、同項の期間、同項の規定による掲示の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

(外国銀行の免許等)

第四十七条 (略)

2 前項の規定により外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所（以下この章において「従たる外国銀行支店」という。）（以下この章において「外国銀行支店」と総称する。）を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本

2 前項の規定にかかわらず、銀行の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による公告は、することを要しない。

3 (略)

(廃業等の公告等)

第三十八条 銀行は、前条第一項の認可を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告するとともに、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に通知し、かつ、一月を下らない期間、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(新設)

(外国銀行の免許等)

第四十七条 (略)

2 前項の規定により外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所（以下この章において「従たる外国銀行支店」という。）（以下この章において「外国銀行支店」と総称する。）を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本

における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第四条の二、第五条、第六条、第七条の二第四項、第七条の三、第八条、第十二条の二第三項、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第二章の二、第十七条、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条、第二十三条、第二十四条第二項及び第三項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）、第二十五条第二項及び第五項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）、第三十条第一項及び第二項、第三十二条から第三十三条の二まで、第三十六条（会社分割に係る部分に限る。）、第三十七条第一項第二号及び第三号、第三十九条、第四十条、第四十一条第二号（会社分割に係る部分に限る。）及び第三号、第四十三条、第四十四条、第七章の三、第五十三条第一項（第一号、第五号及び第八号を除く。）、第二項、第三項及び第七項、第五十五条第二項及び第三項、第五十六条第五号から第九号まで、第五十七条並びに第五十七条の二第二項の規定を除く。

3・4 (略)

(所属外国銀行に関する届出等)

第五十二条の二の九 (略)

2 外国銀行代理銀行は、前項（第二号から第六号までに係る部分に限る。）の規定による届出をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その届出をした内容を公告するとともに、一月を下らない期間、当該届出に係る所属外国銀行に係る外国銀行代理業務を営む当該外国銀行代理銀行の全ての営業所の公衆の目につき

における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第四条の二、第五条、第六条、第七条の二第四項、第八条、第十二条の二第三項、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第二章の二、第十七条、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条、第二十三条、第二十四条第二項及び第三項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）、第二十五条第二項及び第五項（これらの規定中子法人等に係る部分に限る。）、第三十条第一項及び第二項、第三十二条から第三十三条の二まで、第三十六条（会社分割に係る部分に限る。）、第三十七条第一項第二号及び第三号、第三十九条、第四十条、第四十一条第二号（会社分割に係る部分に限る。）及び第三号、第四十三条、第四十四条、第七章の三、第五十三条第一項（第一号、第五号及び第八号を除く。）、第二項、第三項及び第七項、第五十五条第二項及び第三項、第五十六条第五号から第九号まで、第五十七条並びに第五十七条の二第二項の規定を除く。

3・4 (略)

(所属外国銀行に関する届出等)

第五十二条の二の九 (略)

2 外国銀行代理銀行は、前項（第二号から第六号までに係る部分に限る。）の規定による届出をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その届出をした内容を公告するとともに、一月を下らない期間、当該届出に係る所属外国銀行に係る外国銀行代理業務を営む当該外国銀行代理銀行のすべての営業所の公衆の目につ

やすい場所に掲示しなければならない。

- 3| 前項の場合において、第四十九条の二第一項の規定により公告方法として同項第一号に掲げる方法を定め、又は第五十七条の規定により公告方法として同条第一号に掲げる方法を定めている外国銀行代理銀行は、前項の規定によるもののほか、内閣府令で定めるところにより、同項の期間、同項の規定による掲示の内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

(標識の掲示等)

第五十二条の四十 (略)

- 2| 銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、許可番号、所属銀行の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。

- 3| 銀行代理業者以外の者は、第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(臨時休業等)

第五十二条の四十七 特定銀行代理業者は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその特定銀行代理行為に係る業務を行う営業所又は事務所において臨時に当該業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付し

きやすい場所に掲示しなければならない。
(新設)

(標識の掲示)

第五十二条の四十 (略)

(新設)

- 2| 銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(臨時休業等)

第五十二条の四十七 特定銀行代理業者は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその特定銀行代理行為に係る業務を行う営業所又は事務所において臨時に当該業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付し

て内閣総理大臣に届け出るとともに、当該営業所又は事務所の店頭に掲示し、かつ、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならぬ。特定銀行代理業者が臨時に当該業務の全部又は一部を休止した営業所又は事務所において当該業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定銀行代理業者の無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による掲示及び閲覧に供する措置は、することを要しない。

(所属銀行の廃業等)

第五十二条の四十八 銀行代理業者は、所属銀行から第三十八条第一項の通知を受けたときは、その通知を受けた内容を、内閣府令で定めるところにより、一月を下らない期間、当該所属銀行に係る銀行代理業を営む全ての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならぬ。

第六十三条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第五十二条の四十第一項(第五十二条の二の十において準用

て内閣総理大臣に届け出るとともに、当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならぬ。特定銀行代理業者が臨時に当該業務の全部又は一部を休止した営業所又は事務所において当該業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定銀行代理業者の無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

(所属銀行の廃業等)

第五十二条の四十八 銀行代理業者は、所属銀行から第三十八条の通知を受けたときは、その通知を受けた内容を、内閣府令で定めるところにより、一月を下らない期間、当該所属銀行に係る銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならぬ。

第六十三条の三 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第五十二条の四十第一項(第五十二条の二の十において準用

する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第二項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

四 第五十二条の四十第三項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれらに類似する標識を掲示したとき。

五〇七 （略）

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該銀行であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人、銀行議決権大量保有者（銀行議決権大量保有者が銀行議決権大量保有者でなくなつた場合における当該銀行議決権大量保有者であつた者を含む、銀行議決権大量保有者が法人等（法人及び第三条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体をいう。以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、銀行主要株主（銀行主要株主が銀行主要株主でなくなつた場合における当該銀行主要株主であつた者を含む、銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執

する場合を含む。次号において同じ。）又は第五十二条の六十の九第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

四 第五十二条の四十第二項（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）又は第五十二条の六十の九第三項の規定に違反して、第五十二条の四十第一項の標識若しくは第五十二条の六十の九第一項の標識又はこれらに類似する標識を掲示したとき。

五〇七 （略）

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該銀行であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人、銀行議決権大量保有者（銀行議決権大量保有者が銀行議決権大量保有者でなくなつた場合における当該銀行議決権大量保有者であつた者を含む、銀行議決権大量保有者が法人等（法人及び第三条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体をいう。以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、銀行主要株主（銀行主要株主が銀行主要株主でなくなつた場合における当該銀行主要株主であつた者を含む、銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執

行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、銀行持株会社（銀行持株会社が銀行持株会社でなくなった場合における当該銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、特定持株会社（特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなった場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、銀行代理業者（銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）、電子決済等代行業者（電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定電子決済等取扱事業者協会若しくは認定電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百

行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、銀行持株会社（銀行持株会社が銀行持株会社でなくなった場合における当該銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、特定持株会社（特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなった場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、銀行代理業者（銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）、電子決済等取扱業者の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人（外国電子決済等取扱業者である電子決済等取扱業者にあつては、日本における代表者又は清算人）、電子決済等代行業者（電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定電子決済等取扱事業者協会若しくは認定電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百

万円以下の過料に処する。

一〇三 (略)

四 第八条第一項若しくは第四項、第十六条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第四十九条、第五十二条第一項若しくは第三項、第五十二条の二第三項、第五十二条の九、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項、第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第一項から第六項までの規定に違反して、これらの規定による届出、公告、掲示若しくは閲覧に供する措置をせず、又は虚偽の届出、公告、掲示若しくは閲覧に供する措置をしたとき。

五〇二十一 (略)

万円以下の過料に処する。

一〇三 (略)

四 第八条第一項若しくは第四項、第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第四十九条、第五十二条第一項若しくは第三項、第五十二条の二第三項、第五十二条の九、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第三項、第五十二条の六十の七第一項若しくは第二項、第五十二条の六十一の六第一項若しくは第五十三条第一項から第六項までの規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

五〇二十一 (略)

改正案	現行
<p>（貸付条件等の揭示等）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、前項各号（第四号を除く。）に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第二十三条第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>（標識の揭示等）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2 貸金業者は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、登録有効期間その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰</p>	<p>（貸付条件等の揭示）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（標識の揭示）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰</p>

金に処する。

一〇三の三 (略)

四 第十四条第一項に規定する事項を揭示せず、又は虚偽の揭示をした者

四の二 第十四条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を公衆の閲覧に供せず、又は虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

五〇十一 (略)

金に処する。

一〇三の三 (略)

四 第十四条に規定する事項を揭示せず、又は虚偽の揭示をした者

(新設)

五〇十一 (略)

○ 預託等取引に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）（抄）（第三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公示送達） 第二十四条（略）</p> <p>2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を消費者庁の揭示場に揭示し、又はその旨を消費者庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。</p> <p>3 公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。</p> <p>4（略）</p>	<p>（公示送達） 第二十四条（略）</p> <p>2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を消費者庁の揭示場に揭示することにより行う。</p> <p>3 公示送達は、前項の規定による揭示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。</p> <p>4（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（事業の種別等の掲示等）</p> <p>第九条 第一種貨物利用運送事業者は、第一種貨物利用運送事業者である旨、利用運送に係る運送機関の種類、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。以下「消費者」という。）を対象とするものに限る。）<u>、利用運送約款その他の国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第二十七条において同じ。）により公衆の閲覧に供しな</u>ければならない。</p> <p>（事業の種別等の掲示等）</p> <p>第二十七条 第二種貨物利用運送事業者は、第二種貨物利用運送事業者である旨、利用運送に係る運送機関の種類、運賃及び料金（消費者を対象とするものに限る。）<u>、利用運送約款その他の国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所に</u></p>	<p>（事業の種別等の掲示）</p> <p>第九条 第一種貨物利用運送事業者は、第一種貨物利用運送事業者である旨、利用運送に係る運送機関の種類、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。以下「消費者」という。）を対象とするものに限る。）<u>、利用運送約款その他の国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければ</u>ならない。</p> <p>（事業の種別等の掲示）</p> <p>第二十七条 第二種貨物利用運送事業者は、第二種貨物利用運送事業者である旨、利用運送に係る運送機関の種類、運賃及び料金（消費者を対象とするものに限る。）<u>、利用運送約款その他の国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公</u></p>

において公衆に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第九条（第十八条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第二十七条（第三十四条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は第九条若しくは第二十七条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

衆に見やすいように掲示しなければならない。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第九条（第十八条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十七条（第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、第三条の許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（<u>同条第四項の規定により通知が到達したものとみなされた日を含む。</u>）をいう。第四号において同じ。）前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号及び第八号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）であるとき。</p> <p>三〇八 （略）</p> <p>（運賃及び料金等の揭示等）</p> <p>第十一条 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合における</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、第三条の許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 許可を受けようとする者が、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の通知が到達した日（<u>同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。</u>）をいう。第四号において同じ。）前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第六号及び第八号において同じ。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）であるとき。</p> <p>三〇八 （略）</p> <p>（運賃及び料金等の揭示）</p> <p>第十一条 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合における</p>

ものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しななければならぬ。

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
 - 二 第十一条の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者
- 三 六 (略)

ものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
 - 二 第十一条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 三 六 (略)

改正案	現行
<p>（標識の掲示等）</p> <p>第十三条 商品投資顧問業者は、主務省令で定める様式の標識について、営業所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならぬ。</p> <p>2 商品投資顧問業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならぬ。</p> <p>第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十三条第一項の規定に違反して、主務省令で定める様式の標識を掲示せず、又は公衆の閲覧に供しなかった者</p> <p>三 第十三条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は公衆の閲覧に供した者</p>	<p>（標識の掲示）</p> <p>第十三条 商品投資顧問業者は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。</p> <p>2 商品投資顧問業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。</p> <p>第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十三条第一項の規定に違反して、主務省令で定める様式の標識を掲示しなかった者</p> <p>三 第十三条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者</p>

四
八
(略)

四
八
(略)

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）（第四十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（命令等に係る書類の送達） 第三十九条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を国家公安委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。</p> <p>4 前項の場合において、同項の規定による措置を開始した日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。</p>	<p>（命令等に係る書類の送達） 第三十九条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行う。</p> <p>4 前項の場合において、<u>掲示を始めた日から起算して二週間を経過したときは</u>、書類の送達があったものとみなす。</p>

改正案	現行
<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、公示の方法によつて行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の</p>	<p>（聴聞の通知の方式）</p> <p>第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>二（略）</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>（新設）</p>

事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第四項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 4 (略)

(続行期日の指定)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 第十五条第三項及び第四項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

(代理人)

第十六条 前条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2 4 (略)

(続行期日の指定)

第二十二条 (略)

2 (略)

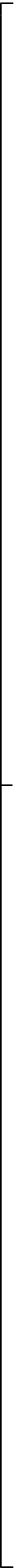
3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第三十一条 第十五条第三項及び第四項並びに第十六条の規定は、
弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五
条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、同条第四項中
「第一項第三号及び第四号」とあるのは「第三十条第三号」と、
第十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「
同条第四項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十
五条第四項後段」と読み替えるものとする。

第三十一条 第十五条第三項及び第十六条の規定は、弁明の機会の
付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「
第一項」とあるのは「第三十条」と、「同項第三号及び第四号」
とあるのは「同条第三号」と、第十六条第一項中「前条第一項」
とあるのは「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第
三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるも
のとする。

改正案	現行
<p>（標識の掲示等）</p> <p>第十七条 前条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けた者は、農林水産省令で定める様式の標識について、農林漁業体験民宿に係る宿泊施設ごとにその見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の農林水産省令で定める場合を除き、農林水産省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供するものとする。</p> <p>2 前条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けていない者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。</p> <p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十七条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は公衆の閲覧に供した者</p> <p>二 四（略）</p>	<p>（標識の掲示）</p> <p>第十七条 前条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けた者は、農林漁業体験民宿に係る宿泊施設ごとに、その見やすい場所に、農林水産省令で定める様式の標識を掲示するものとする。</p> <p>2 前条第一項の農林漁業体験民宿業者の登録を受けていない者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。</p> <p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十七条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者</p> <p>二 四（略）</p>



改正案	現行
<p>（標識の揭示等） 第二百七十二条の八（略）</p> <p>2 少額短期保険業者は、内閣府令で定めるところにより、商号又は名称、登録番号、代表者の氏名、本店又は主たる事務所の所在地その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならぬ。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>3 少額短期保険業者以外の者は、<u>第一項</u>の標識又はこれに類似する標識を揭示してはならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>第三百三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 <u>第二百七十二条の八第一項</u>又は<u>第二項</u>の規定に違反した者</p> <p>五 <u>第二百七十二条の八第三項</u>の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を揭示した者</p>	<p>（標識の揭示等） 第二百七十二条の八（略） （新設）</p> <p>2 少額短期保険業者以外の者は、<u>前項</u>の標識又はこれに類似する標識を揭示してはならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>第三百三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 <u>第二百七十二条の八第一項</u>の規定に違反した者</p> <p>五 <u>第二百七十二条の八第二項</u>の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を揭示した者</p>

六・七
(略)

六・七
(略)

○ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）（抄）（第四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録の区分等の揭示等）</p> <p>第十七条 登録住宅性能評価機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録の区分その他国土交通省令で定める事項について、その事務所において公衆に見やすいように揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第六十条第四項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>（指定住宅紛争処理機関の指定等）</p> <p>第六十六条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 指定住宅紛争処理機関は、国土交通省令で定めるところにより、指定住宅紛争処理機関である旨について、その事務所において公衆に見やすいように揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>5 （略）</p>	<p>（登録の区分等の揭示）</p> <p>第十七条 登録住宅性能評価機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録の区分その他国土交通省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。</p> <p>（指定住宅紛争処理機関の指定等）</p> <p>第六十六条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 指定住宅紛争処理機関は、国土交通省令で定めるところにより、指定住宅紛争処理機関である旨を、その事務所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。</p> <p>5 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（認定の公示等） 第十六条（略）</p> <p>2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体である旨について、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなればならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第十六条第二項の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は同項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者</p> <p>二〇十（略）</p>	<p>（認定の公示等） 第十六条（略）</p> <p>2 適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体である旨を、差止請求関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第十六条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者</p> <p>二〇十（略）</p>

○ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）（抄）（第四十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（禁止命令等） 第五条（略） 2～12（略）</p> <p>13 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を国家公安委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該公安委員会の掲示板に掲示し、又は公示事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。</p> <p>14 前項の場合において、同項の規定による措置を開始した日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。</p> <p>15（略）</p>	<p>（禁止命令等） 第五条（略） 2～12（略）</p> <p>13 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び公安委員会がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示して行う。</p> <p>14 前項の場合において、<u>掲示を始めた</u>日から起算して二週間を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。</p> <p>15（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（標識の掲示等）</p> <p>第十四条 登録再生利用事業者は、主務省令で定める様式の標識について、当該登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十三条又は第十四条の規定に違反した者（削る）</p> <p>三 五 （略）</p>	<p>（標識の掲示）</p> <p>第十四条 登録再生利用事業者は、当該登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。</p> <p>第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第十三条の規定に違反した者</p> <p>三 第十四条の規定による標識を掲示しなかった者</p> <p>四 六 （略）</p>

○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）（抄）（第五十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（認定手続）</p> <p>第五条 前条の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、政令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>2 公安委員会は、前項の申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、認定をし、直ちにその者に対しその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 公安委員会は、第一項の申請書を提出した者が第三条各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を拒否する処分をし、直ちにその者に対しその旨を通知しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（認定手続及び認定証）</p> <p>第五条 前条の認定を受けようとする者は、その主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、政令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>2 公安委員会は、前項の申請書を提出した者が第三条各号のいずれにも該当しないと認めるときは、<u>前条の認定をし、直ちにその者に対しその旨を通知しなければならない。</u>この場合において、公安委員会は、当該通知をした者に対し、速やかに認定証を交付しなければならない。</p> <p>3 公安委員会は、第一項の申請書を提出した者が第三条各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>前条の認定を拒否する処分をし、直ちにその者に対しその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>認定証の交付を受けた者は、当該認定証を亡失し、又は当該認定証が滅失したときは、速やかにその旨を主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に届け出て、認定証の再交付を受けなければならない。</u></p>

(標識の掲示等)

第六条 自動車運転代行業者は、認定を受けたことを示す国家公安委員会規則で定める様式の標識について、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国家公安委員会規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

2 自動車運転代行業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

(変更の届出等)

第八条 (略)

2 公安委員会は、前項の規定による届出書の提出があつたときは、国土交通大臣に対し、その旨を通知しなければならない。
(削る)

(廃業等の届出)

第九条 認定を受けた者は、自動車運転代行業を廃止したときは、

(認定証の掲示義務)

第六条 自動車運転代行業者は、認定証を主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更の届出等)

第八条 (略)

2 公安委員会は、前項の規定による届出があつたときは、国土交通大臣に対し、その旨を通知しなければならない。
3 第一項の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(認定証の返納等)

第九条 認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当す

遅滞なく、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。

2 認定を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。

一・二 (略)

3 公安委員会は、前二項の規定による届出書の提出があつたときは、国土交通大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

(料金の揭示等)

第十一条 自動車運送代行業者は、その営業の開始前に、利用者から收受する料金を定め、当該料金について、その営業所において利用者に見やすいように揭示するとともに、第六条第一項に規定する国家公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(自動車運送代行業約款)

ることとなったときは、遅滞なく、当該認定証(第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した認定証)をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 自動車運送代行業を廃止したとき。

二 認定が取り消されたとき。

三 認定証の再交付を受けた場合において、亡失した認定証を発見し、又は回復したとき。

2 認定証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、当該認定証をその主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一・二 (略)

3 公安委員会は、前二項の規定による認定証の返納があつたときは、国土交通大臣に対し、その旨を通知しなければならない。

(料金の揭示)

第十一条 自動車運送代行業者は、その営業の開始前に、利用者から收受する料金を定め、これをその営業所において利用者に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(自動車運送代行業約款)

第十三条 (略)

2・4 (略)

5 自動車運転代行業者は、第一項の規定により自動車運転代行業
約款を定め、又は変更したときは、第六条第一項に規定する国家
公安委員会規則・国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省
令で定めるところにより、当該自動車運転代行業約款を電気通信
回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなけれ
ばならない。

(代行運転役務の提供の条件の説明)

第十五条 自動車運転代行業者は、利用者に代行運転役務を提供し
ようとするときは、利用者が提供を受けようとする代行運転役務
の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところにより、第十
一条の規定により定め、又は変更した料金、第十三条第一項の規
定により定め、又は変更した自動車運転代行業約款の概要その他
の代行運転役務の提供の条件について利用者に説明し、その説明
に従って代行運転役務を提供しなければならない。

(随伴用自動車の表示等)

第十七条 自動車運転代行業者は、随伴用自動車に、国土交通省令
で定めるところにより、認定を受けて自動車運転代行業を営んで
いる旨の表示その他の国土交通省令で定める表示事項又は装置を
表示し、又は装着しなければならない。

2・3 (略)

第十三条 (略)

2・4 (略)

(新設)

(代行運転役務の提供の条件の説明)

第十五条 自動車運転代行業者は、利用者に代行運転役務を提供し
ようとするときは、利用者が提供を受けようとする代行運転役務
の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところにより、第十
一条の規定により揭示した料金、第十三条第一項の規定により掲
示した自動車運転代行業約款の概要その他の代行運転役務の提供
の条件について利用者に説明し、その説明に従って代行運転役務
を提供しなければならない。

(随伴用自動車の表示等)

第十七条 自動車運転代行業者は、随伴用自動車に、国土交通省令
で定めるところにより、第四条の認定を受けて自動車運転代行業
を営んでいる旨の表示その他の国土交通省令で定める表示事項又
は装置を表示し、又は装着しなければならない。

2・3 (略)

(指示)

第二十二條 (略)

2 国土交通大臣は、自動車運転代行業者又はその運転代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定(第十一条、第十二条、第十三条第一項から第三項まで及び第五項、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条第二項並びに前条第二項に係るものに限る。次条第二項において同じ。)に違反し、又は運転代行業務に関し道路運送法第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第七十八条の規定に違反した場合において、自動車運転代行業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合において、国土交通大臣は、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、当該指示をした旨を通知しなければならない。

(営業の廃止)

第二十四條 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、自動車運転代行業務の廃止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号(第七号及び第八号を除く。)のいずれかに該当する者で自動車運転代行業務を営んでいるもの(認定を受けている者を除く。)

2 (略)

(指示)

第二十二條 (略)

2 国土交通大臣は、自動車運転代行業者又はその運転代行業務従事者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定(第十一条、第十二条、第十三条第一項から第三項まで、第十五条、第十七条、第十八条、第二十条第二項及び前条第二項に係るものに限る。次条第二項において同じ。)に違反し、又は運転代行業務に関し道路運送法第四条第一項、第四十三条第一項若しくは第七十八条の規定に違反した場合において、自動車運転代行業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該自動車運転代行業者に対し、当該業務に関し必要な措置をとるべきことを指示することができる。この場合において、国土交通大臣は、主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会に対し、当該指示をした旨を通知しなければならない。

(営業の廃止)

第二十四條 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その者に対し、自動車運転代行業務の廃止を命ずることができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる者のほか、第三条各号(第七号及び第八号を除く。)のいずれかに該当する者で自動車運転代行業務を営んでいるもの(第四条の認定を受けている者を除く。)

2 (略)

(経過措置)

第二十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

五 偽りその他不正の手段により認定を受けた者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第八条第一項の規定に違反して届出書の提出をせず、又は同

項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第九条第一項の規定に違反して届出書の提出をせず、又は同項の届出書に虚偽の記載をして提出した者

五 (略)

六 第十三条第一項又は第五項の規定に違反した者

七 十一 (略)

第三十五条 第九条第二項の規定に違反して届出書の提出をせず、

(経過措置)

第二十九条 この法律の規定に基づき政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、国土交通省令又は国家公安委員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 四 (略)

五 偽りその他不正の手段により第四条の認定を受けた者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第八条第一項の規定に違反して届出をせず、又は同項の届出

書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第九条第一項の規定に違反した者

五 (略)

六 第十三条第一項の規定に違反した者

七 十一 (略)

第三十五条 第九条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過

又は同項の届出書に虚偽の記載をして提出した者は、十万円以下の過料に処する。

料に処する。

改 正 案	現 行
<p>（標識の揭示等）</p> <p>第九十四条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定める様式の標識について、営業所ごとに公衆の見やすい場所に揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しななければならない。</p> <p>2 確定拠出年金運営管理機関以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を揭示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。</p> <p>第二百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第九十四条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を揭示し、又は公衆の閲覧に供した者</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（標識の揭示）</p> <p>第九十四条 確定拠出年金運営管理機関は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を揭示しなければならない。</p> <p>2 確定拠出年金運営管理機関以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を揭示してはならない。</p> <p>第二百二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第九十四条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を揭示した者</p> <p>四・五 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（役員等の農林中央金庫に対する損害賠償責任等） 第三十四条（略） 2～10（略） 11 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 一 理事 次に掲げる行為 イ・ロ（略） ハ 虚偽の公告（第五十九条の人において準用する銀行法第五十二条の二の九第二項の規定による揭示及び同条第三項の規定による閲覧に供する措置を含む。） 二・三（略） 12（略） （外国銀行代理業務に関する銀行法の準用） 第五十九条の八 銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の二の九まで、第五十二条の四十、第五十二条の四十一、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五（第四号を除く。）まで、第五十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあつては第五十九条の四第</p>	<p>（役員等の農林中央金庫に対する損害賠償責任等） 第三十四条（略） 2～10（略） 11 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 一 理事 次に掲げる行為 イ・ロ（略） ハ 虚偽の公告 二・三（略） 12（略） （外国銀行代理業務に関する銀行法の準用） 第五十九条の八 銀行法第五十二条の二の六から第五十二条の二の九まで、第五十二条の四十、第五十二条の四十一、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五（第四号を除く。）まで、第五十二条の四十九及び第五十二条の五十第一項の規定は、外国銀行代理銀行及び銀行代理業者に係るものにあつては第五十九条の四第</p>

二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる農林中央金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「所属外国銀行」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する所属外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十二条の二の九第三項中「第四十九条の二第一項の規定により公告方法として同項第一号に掲げる方法を定め、又は第五十七条」とあるのは「農林中央金庫法第九十六条の二第一項」と、「同条第一号」とあるのは「同項第一号」と、同法第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 準用銀行法第五十二条の四十第一項又は第二項の規定に違反した者
- 三 準用銀行法第五十二条の四十第三項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者
- 四 七 (略)

二項の規定による届出をして外国銀行代理業務を営んでいる農林中央金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属外国銀行について、銀行代理業に係るものにあつては外国銀行代理業務について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「所属外国銀行」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する所属外国銀行」と、「外国銀行代理業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と、同法第五十二条の四十五第五号中「所属銀行の業務」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の四第一項に規定する外国銀行代理業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者
- 三 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者
- 四 七 (略)

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十九の三（略）

十九の四 準用銀行法第五十二条の二の九の規定による届出、公告、掲示若しくは閲覧に供する措置をせず、又は虚偽の届出、公告、掲示若しくは閲覧に供する措置をしたとき。

十九の五〇三十五（略）

2
（略）

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〇十九の三（略）

十九の四 準用銀行法第五十二条の二の九の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

十九の五〇三十五（略）

2
（略）

○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）（第五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（標識の揭示等）</p> <p>第五十条 引取業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第六十五条において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>（標識の揭示等）</p> <p>第六十五条 解体業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げるとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、当該事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>第四百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の</p>	<p>（標識の揭示）</p> <p>第五十条 引取業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>（標識の揭示）</p> <p>第六十五条 解体業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。</p> <p>第四百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の</p>

過料に処する。

一 (略)

二 第五十条(第五十九条において準用する場合を含む。)
又は第六十五条(第七十二条において準用する場合を含む。)
の規定に違反した者

過料に処する。

一 (略)

二 第五十条(第五十九条において準用する場合を含む。)
又は第六十五条(第七十二条において準用する場合を含む。)
の規定による標識を掲げない者

改 正 案	現 行
<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第六条の許可を受け ることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可の取消しを受け、 その取消しの日から二年を経過しない者（当該許可を取り消さ れた者が法人である場合には、当該取消しに係る聴聞の通知が 到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条 第一項の通知が到達した日（<u>同条第四項</u>の規定により通知が到 達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内 にその法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過 しないものを含む。）</p> <p>三 （略）</p> <p>（料金等の揭示等）</p> <p>第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け 出た料金（同項の総務省令で定める料金を含む。次条第二項にお いて同じ。）、前条第一項の認可を受けた信書便約款（同項の総 務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第六条の許可を受け ることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一般信書便事業又は特定信書便事業の許可の取消しを受け、 その取消しの日から二年を経過しない者（当該許可を取り消さ れた者が法人である場合には、当該取消しに係る聴聞の通知が 到達した日（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条 第一項の通知が到達した日（<u>同条第三項</u>の規定により通知が到 達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前六十日以内 にその法人の役員であった者で当該取消しの日から二年を経過 しないものを含む。）</p> <p>三 （略）</p> <p>（料金等の揭示）</p> <p>第十八条 一般信書便事業者は、第十六条第一項の規定により届け 出た料金（同項の総務省令で定める料金を含む。次条第二項にお いて同じ。）、前条第一項の認可を受けた信書便約款（同項の総 務省令で定める事項に係る提供条件を含む。次条において同じ。</p>

（その他総務省令で定める事項について、その事業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、総務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十八条の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は同条の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

（その他総務省令で定める事項をその事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

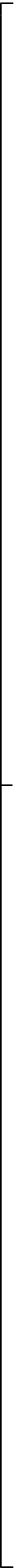
第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十八条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

改正案	現行
<p>（筆界特定の申請の通知） 第三百三十三条（略）</p> <p>2 前項本文の場合において、関係人の所在が判明しないときは、同項本文の規定による通知を、次に掲げる事項を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を対象土地の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局の揭示場に揭示し、又は当該事項を対象土地の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとることによって行うことができる。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知が関係人に到達したものとみなす。</p> <p>一 関係人の氏名又は名称</p> <p>二 通知をすべき事項</p> <p>三 前号の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する旨</p>	<p>（筆界特定の申請の通知） 第三百三十三条（略）</p> <p>2 前項本文の場合において、関係人の所在が判明しないときは、同項本文の規定による通知を、関係人の氏名又は名称、通知をすべき事項及び当該事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する旨を対象土地の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の揭示場に揭示することによって行うことができる。この場合においては、揭示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知が関係人に到達したものとみなす。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（標識の揭示等） 第七十二条（略）</p> <p>2 信託契約代理店は、内閣府令で定めるところにより、商号若しくは名称又は氏名、登録番号、所属信託会社の商号その他内閣府令で定める事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならぬ。ただし、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>3 信託契約代理店以外の者は、<u>第一項の標識又はこれに類似する標識を揭示してはならない。</u></p> <p>第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜九（略）</p> <p>十 第七十二条第一項又は第二項の規定に違反した者</p> <p>十一 <u>第七十二条第三項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を揭示した者</u></p> <p>十二〜十八（略）</p>	<p>（標識の揭示） 第七十二条（略） （新設）</p> <p>2 信託契約代理店以外の者は、<u>前項の標識又はこれに類似する標識を揭示してはならない。</u></p> <p>第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜九（略）</p> <p>十 第七十二条第一項の規定に違反した者</p> <p>十一 <u>第七十二条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を揭示した者</u></p> <p>十二〜十八（略）</p>



改正案	現行
<p>（裁決）</p> <p>第六十一条（略）</p> <p>2 行政不服審査法第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八条、第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査の申請の裁決について準用する。この場合において、同法第五十一条第三項中「<u>総務省令</u>」とあるのは、「<u>法務省令</u>」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>（再審査の申請）</p> <p>第六十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条及び前条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八条、第五十条第一項、第五十</p>	<p>（裁決）</p> <p>第六十一条（略）</p> <p>2 行政不服審査法第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八条、第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査の申請の裁決について準用する。この場合において、同法第五十一条第三項中「<u>揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して</u>」とあるのは、「<u>揭示して</u>」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>（再審査の申請）</p> <p>第六十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条及び前条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八条、第五十条第一項、第五十</p>

一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「総務省令」とあるのは「法務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(審査の申請)

第二百二十九条 (略)

2 (略)

3 第五十七条第二項、第五十八条第二項及び第三項、第六十条並びに第六十一条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十二条第一項及び第五項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七条(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八条、第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、第五十八条第三項及び第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同条及び第六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「警察本部長」と、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるの

一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(審査の申請)

第二百二十九条 (略)

2 (略)

3 第五十七条第二項、第五十八条第二項及び第三項、第六十条並びに第六十一条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十二条第一項及び第五項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七条(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八条、第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第五十二条第一項及び第二項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、第五十八条第三項及び第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同条及び第六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「警察本部長」と、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるの

は「職権で」と、同法第五十一条第三項中「総務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再審査の申請)

第二百三十条 (略)

2 (略)

3 第五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条及び第六十一条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十六条第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七条(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、第六十条及び第六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「公安委員会」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「総務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

は「職権で」と、同法第五十一条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再審査の申請)

第二百三十条 (略)

2 (略)

3 第五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条及び第六十一条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十六条第一項本文及び第二項(第二号を除く。)、第四十七条(ただし書及び第二号を除く。)、第四十八条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、第六十条及び第六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「公安委員会」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(審査の申請)

第二百七十五条 (略)

2 (略)

3 第五十七條第二項、第五十八條第二項及び第三項、第六十條並びに第六十一條第一項並びに行政不服審査法第十五條、第十八條第三項、第十九條第二項及び第四項、第二十二條第一項及び第五項、第二十三條、第二十五條第一項、第二項及び第六項、第二十六條、第二十七條、第三十九條、第四十五條第一項及び第二項、第四十六條第一項本文及び第二項(第二號を除く。)、第四十七條(ただし書及び第二號を除く。)、第四十八條、第五十條第一項及び第三項、第五十一條並びに第五十二條第一項及び第二項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、第五十八條第三項及び第六十條第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同条及び第六十條第一項中「矯正管区の長」とあるのは「管区海上保安本部長」と、同法第二十五條第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一條第三項中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再審査の申請)

第二百七十六条 (略)

2 (略)

3 第五十七條第二項、第五十八條第二項、第六十條及び第

(審査の申請)

第二百七十五条 (略)

2 (略)

3 第五十七條第二項、第五十八條第二項及び第三項、第六十條並びに第六十一條第一項並びに行政不服審査法第十五條、第十八條第三項、第十九條第二項及び第四項、第二十二條第一項及び第五項、第二十三條、第二十五條第一項、第二項及び第六項、第二十六條、第二十七條、第三十九條、第四十五條第一項及び第二項、第四十六條第一項本文及び第二項(第二號を除く。)、第四十七條(ただし書及び第二號を除く。)、第四十八條、第五十條第一項及び第三項、第五十一條並びに第五十二條第一項及び第二項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、第五十八條第三項及び第六十條第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同条及び第六十條第一項中「矯正管区の長」とあるのは「管区海上保安本部長」と、同法第二十五條第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一條第三項中「揭示、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再審査の申請)

第二百七十六条 (略)

2 (略)

3 第五十七條第二項、第五十八條第二項、第六十條及び第

百六十一条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、第六十条及び第六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「海上保安庁長官」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

百六十一条第一項並びに行政不服審査法第十五条、第十八条第三項、第十九条第二項及び第四項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第六項、第二十六条、第二十七条、第三十九条、第四十六条第一項本文及び第二項（第二号を除く。）、第四十七条（ただし書及び第二号を除く。）、第四十八条、第五十条第一項、第五十一条、第五十二条第一項及び第二項、第六十二条第二項並びに第六十四条第一項から第三項までの規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、第六十条及び第六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「海上保安庁長官」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同法第二十五条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第五十一条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）（抄）（第五十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（探偵業の届出）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（重要事項の説明等）</p> <p>第八条 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第四条第一項の規定による届出をした公安委員会の名称</p> <p>三 九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（名簿の備付け等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 探偵業者は、第四条第一項の規定による届出をしたことを示す</p>	<p>（探偵業の届出）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公安委員会は、第一項又は前項の規定による届出（同項の規定による届出にあつては、廃止に係るものを除く。）があつたときは、内閣府令で定めるところにより、当該届出をした者に対し、届出があつたことを証する書面を交付しなければならない。</p> <p>（重要事項の説明等）</p> <p>第八条 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 第四条第三項の書面に記載されている事項</p> <p>三 九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（名簿の備付け等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 探偵業者は、第四条第三項の書面を営業所の見やすい場所に掲</p>

内閣府令で定める様式の標識について、営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならぬ。

3 探偵業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。

第二十条 第十二条第三項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

示しなければならない。

（新設）

（新設）

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）（抄）（第六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公示送達） 第五十二条の四（略）</p> <p>2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を<u>経済産業省令</u>で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を<u>経済産業省の掲示場</u>に掲示し、又はその旨を<u>経済産業省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。</p> <p>3 公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。</p> <p>4（略）</p>	<p>（公示送達） 第五十二条の四（略）</p> <p>2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を<u>経済産業省の掲示場</u>に掲示することにより行う。</p> <p>3 公示送達は、前項の規定による<u>掲示</u>を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。</p> <p>4（略）</p>

○ 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（抄）（第六十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定認定の公示等） 第七十四条（略）</p> <p>2 特定適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体である旨について、被害回復関係業務を行う事務所において見やすいように掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。第一百一条第二項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（支援認定の公示等） 第一百一条（略）</p> <p>2 消費者団体訴訟等支援法人は、内閣府令で定めるところにより、消費者団体訴訟等支援法人である旨について、支援業務を行う事務所において見やすいように掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（特定認定の公示等） 第七十四条（略）</p> <p>2 特定適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体である旨を、被害回復関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（支援認定の公示等） 第一百一条（略）</p> <p>2 消費者団体訴訟等支援法人は、内閣府令で定めるところにより、消費者団体訴訟等支援法人である旨を、支援業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

第二百二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第七十四条第二項若しくは第一百一条第二項の規定による掲示をせず、若しくは虚偽の掲示をし、又は第七十四条第二項若しくは第一百一条第二項の規定に違反して公衆の閲覧に供せず、若しくは虚偽の事項を公衆の閲覧に供した者

四十三 (略)

第二百二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第七十四条第二項又は第一百一条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

四十三 (略)

改 正 案	現 行
<p>（裁決の効力発生） 第五十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を当該審査庁の事務所の掲示場に掲示し、又はその旨を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。この場合において、当該措置を開始した日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。</p> <p>4（略）</p>	<p>（裁決の効力発生） 第五十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があったものとみなす。</p> <p>4（略）</p>

○ 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）（抄）（第六十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公示送達） 第二十一条（略）</p> <p>2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を<u>経済産業省令</u>で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書類を<u>経済産業省の掲示場</u>に掲示し、又はその旨を<u>経済産業省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの</u>の閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。</p> <p>3 公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。</p> <p>4（略）</p>	<p>（公示送達） 第二十一条（略）</p> <p>2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を<u>経済産業省の掲示場</u>に掲示することにより行う。</p> <p>3 公示送達は、前項の規定による<u>掲示</u>を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。</p> <p>4（略）</p>

○ 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）（抄）（第六十四条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（標識の掲示等）</p> <p>第七条 共済団体は、厚生労働省令で定める様式の標識について、事務所ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</p> <p>2 共済団体以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供してはならない。</p> <p>第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第七条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示し、又は公衆の閲覧に供した者</p>	<p>（標識の掲示）</p> <p>第七条 共済団体は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、厚生労働省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。</p> <p>2 共済団体以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。</p> <p>第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第七条第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者</p>

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	(略)	土地区画整理法 (昭和二十九年 法律第百十九号)
事務	(略)	この法律の規定により地方公共団体が処理 することとされている事務のうち次に掲げ るもの 一 (略) 二 市町村が処理することとされている次 に掲げる事務 イ 第五十五条第十項（同条第十三項に おいて準用する場合を含む。）、第六 十九条第八項（同条第十項において準 用する場合を含む。）、第七十一条の 三第十二項（同条第十五項において準 用する場合を含む。）及び第七十七条

法律	(略)	土地区画整理法 (昭和二十九年 法律第百十九号)
事務	(略)	この法律の規定により地方公共団体が処理 することとされている事務のうち次に掲げ るもの 一 (略) 二 市町村が処理することとされている次 に掲げる事務 イ 第五十五条第十項（同条第十三項に おいて準用する場合を含む。）、第六 十九条第八項（同条第十項において準 用する場合を含む。）、第七十一条の 三第十二項（同条第十五項において準 用する場合を含む。）及び第七十七条

<p>大都市地域における住宅及び住</p>	<p>(略)</p>	<p>新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)</p>	<p>(略)</p>	
<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げ</p>	<p>(略)</p>	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一・二 (略) 三 市町村が第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第六項の規定により処理することとされている事務(都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)</p>	<p>(略)</p>	<p>第六項(第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する事務(国土交通大臣、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方公社を除く。)が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。) ロ (略)</p>

<p>大都市地域における住宅及び住</p>	<p>(略)</p>	<p>新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)</p>	<p>(略)</p>	
<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げ</p>	<p>(略)</p>	<p>この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの 一・二 (略) 三 市町村が第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段の規定により処理することとされている事務(都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。)</p>	<p>(略)</p>	<p>第五項後段(第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する事務(国土交通大臣、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方公社を除く。)が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。) ロ (略)</p>

(略)	<p>宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十七条第六項（第一百一条において準用する同法第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p>
-----	---

別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係）
 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

(略)	<p>宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十七条第五項後段（第一百一条において準用する同法第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p>
-----	---

別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係）
 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	(略)	土地区画整理法 (昭和二十九年 法律第百十九号)
事務	(略)	この法律の規定により市町村が処理するこ ととされている事務のうち次に掲げるもの 一 第四条第一項後段、第九条第四項(第 十条第三項において準用する場合を含む 。)、第十条第一項後段、第十一条第五 項及び第七項、第十三条第一項後段、第 十四条第一項後段(同条第二項において 準用する場合を含む。)及び第三項後段 、第十九条第二項及び第三項(これらの 規定を第三十九条第二項及び第五十一 条の七第二項(第五十一条の十第二項にお いて準用する場合を含む。))において準 用する場合を含む。)、第二十条第一項 (第三十九条第二項において準用する場 合を含む。)、第二十一条第六項(第三 十九条第二項において準用する場合を含 む。)、第二十九条第一項、第三十九 条第一項後段、第四十一条第三項(第七 十 八条第四項及び第百十条第七項において 準用する場合を含む。)、第四十五条第 二項後段、第五十一条の二第一項後段(
法律	(略)	土地区画整理法 (昭和二十九年 法律第百十九号)
事務	(略)	この法律の規定により市町村が処理するこ ととされている事務のうち次に掲げるもの 一 第四条第一項後段、第九条第四項(第 十条第三項において準用する場合を含む 。)、第十条第一項後段、第十一条第五 項及び第七項、第十三条第一項後段、第 十四条第一項後段(同条第二項において 準用する場合を含む。)及び第三項後段 、第十九条第二項及び第三項(これらの 規定を第三十九条第二項及び第五十一 条の七第二項(第五十一条の十第二項にお いて準用する場合を含む。))において準 用する場合を含む。)、第二十条第一項 (第三十九条第二項において準用する場 合を含む。)、第二十一条第六項(第三 十九条第二項において準用する場合を含 む。)、第二十九条第一項、第三十九 条第一項後段、第四十一条第三項(第七 十 八条第四項及び第百十条第七項において 準用する場合を含む。)、第四十五条第 二項後段、第五十一条の二第一項後段(

<p>新都市基盤整備 法（昭和四十七 年法律第八十六 号）</p>	<p>（略）</p>	
<p>この法律の規定により市町村が処理するこ ととされている事務のうち次に掲げるもの 一 （略） 二 第二十九条において準用する土地区画</p>	<p>（略）</p>	<p>第五十一条の十一第二項において準用す る場合を含む。）<u>、第五十一条の八第一 項（第五十一条の十第二項において準用 する場合を含む。）<u>、第五十一条の九第 四項（第五十一条の十第二項において準 用する場合を含む。）<u>、第五十一条の十 第一項後段、第五十一条の十三第一項後 段、第七十二条第一項後段、第七十七条 第八項後段、第八十六条第二項並びに第 九十七条第一項後段に規定する事務</u></u> 二 （略） 三 第七十二条第六項及び第七十七条第六 項（<u>第三百三十三条第二項において準用す る場合を含む。）に規定する事務（個人 施行者、組合、区画整理会社、市町村又 は市のみが設立した地方公社が施行する 土地区画整理事業に係るものに限る。）</u></u></p>

<p>新都市基盤整備 法（昭和四十七 年法律第八十六 号）</p>	<p>（略）</p>	
<p>この法律の規定により市町村が処理するこ ととされている事務のうち次に掲げるもの 一 （略） 二 第二十九条において準用する土地区画</p>	<p>（略）</p>	<p>第五十一条の十一第二項において準用す る場合を含む。）<u>、第五十一条の八第一 項（第五十一条の十第二項において準用 する場合を含む。）<u>、第五十一条の九第 四項（第五十一条の十第二項において準 用する場合を含む。）<u>、第五十一条の十 第一項後段、第五十一条の十三第一項後 段、第七十二条第一項後段、第七十七条 第七項後段、第八十六条第二項並びに第 九十七条第一項後段に規定する事務</u></u> 二 （略） 三 第七十二条第六項及び第七十七条第五 項後段（<u>第三百三十三条第二項において準 用する場合を含む。）に規定する事務（ 個人施行者、組合、区画整理会社、市町 村又は市のみが設立した地方公社が施行 する土地区画整理事業に係るものに限る 。）</u></u></p>

	(略)	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
<p>整理法第七十二条第六項及び第七十七条第六項の規定により処理することとされている事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p>	(略)	<p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第三十三条第二項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条において準用する土地区画整理法第九条第四項（第三十六条において準用する同法第十条第三項において準用する場合を含む。）、同法第十条第一項後段、同法第十一条第五項及び第七項並びに同法第十三条第一項後段、第五十条第四項において準用する同法第四十一条第三項（第七十一条において準用する同法第七十八条第四項及び第八十三条において準用する同法第一百条第七項において準用する場合を含む。）、第五十一条において準用する同法第十九条第二項及び第三項、同法第二十条第一項並びに同法第二十一条第六項（これらの規定を第五十</p>
	(略)	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）
<p>整理法第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段の規定により処理することとされている事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p>	(略)	<p>この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの</p> <p>一 第三十三条第二項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条において準用する土地区画整理法第九条第四項（第三十六条において準用する同法第十条第三項において準用する場合を含む。）、同法第十条第一項後段、同法第十一条第五項及び第七項並びに同法第十三条第一項後段、第五十条第四項において準用する同法第四十一条第三項（第七十一条において準用する同法第七十八条第四項及び第八十三条において準用する同法第一百条第七項において準用する場合を含む。）、第五十一条において準用する同法第十九条第二項及び第三項、同法第二十条第一項並びに同法第二十一条第六項（これらの規定を第五十</p>

(略)	
(略)	<p>一条において準用する同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、同法第二十九条第一項、同法第三十九条第一項後段並びに同法第四十五条第二項後段、第六十三条第一項、第七十一条において準用する同法第七十七条第八項後段、第七十二条第二項において準用する同法第八十六条第二項、第八十一条第二項において準用する同法第九十七条第一項後段並びに第九十五条第一項に規定する事務</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第六十四条第一項(土地の試掘等に係る部分を除く。)及び第三項並びに第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第六項(第一百一条において準用する同法第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する事務(個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。)</p>

(略)	
(略)	<p>一条において準用する同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)、同法第二十九条第一項、同法第三十九条第一項後段並びに同法第四十五条第二項後段、第六十三条第一項、第七十一条において準用する同法第七十七条第七項後段、第七十二条第二項において準用する同法第八十六条第二項、第八十一条第二項において準用する同法第九十七条第一項後段並びに第九十五条第一項に規定する事務</p> <p>二 (略)</p> <p>三 第六十四条第一項(土地の試掘等に係る部分を除く。)及び第三項並びに第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項後段(第一百一条において準用する同法第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。)に規定する事務(個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。)</p>

（傍線部分は改正部分）

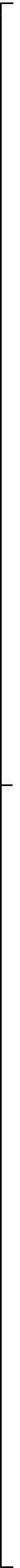
改 正 案	現 行
<p>第百条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 準用銀行法第五十二条の四十第一項又は第二項の規定に違反した者</p> <p>四 準用銀行法第五十二条の四十第三項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者</p> <p>五〃七 （略）</p>	<p>第百条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者</p> <p>四 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者</p> <p>五〃七 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第七条（略） 2～4（略） 5 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五條、第二十六條及び第二十八條を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五條第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五條第四項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県知事」と、同法第十六條第四項並びに第十八條第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九條第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十條第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同法第六項及び同法第二十四條第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>6～17（略）</p>	<p>第七条（略） 2～4（略） 5 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五條、第二十六條及び第二十八條を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五條第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県知事の」と、同法第十六條第四項並びに第十八條第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九條第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十條第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同法第六項及び同法第二十四條第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>6～17（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第七条（略） 2～4（略）</p> <p>5 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五條、第二十六條及び第二十八條を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五條第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五條第四項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県知事」と、同法第十六條第四項並びに第十八條第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九條第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十條第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同法第六項及び同法第二十四條第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>6～17（略）</p>	<p>第七条（略） 2～4（略）</p> <p>5 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五條、第二十六條及び第二十八條を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五條第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県知事の」と、同法第十六條第四項並びに第十八條第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九條第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十條第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同法第六項及び同法第二十四條第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>6～17（略）</p>

改正案	現行
<p>第十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項及び第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第四項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県知事」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項及び同法第二十四条第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>5～18（略）</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県知事の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項及び同法第二十四条第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>5～18（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（免許の取消し等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五條、第二十六條及び第二十八條を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五條第一項及び第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、<u>同法第十五條第四項</u>（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第十六條第四項並びに第十八條第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九條第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十二條第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同法第六項及び同法第二十四條第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>7～18（略）</p>	<p>（免許の取消し等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五條、第二十六條及び第二十八條を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五條第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、<u>同法第三項</u>（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第十六條第四項並びに第十八條第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九條第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十二條第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同法第六項及び同法第二十四條第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>7～18（略）</p>



改 正 案	現 行
<p>第二百二十九条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 準用銀行法第五十二条の四十第一項又は第二項の規定に違反した者</p> <p>四 準用銀行法第五十二条の四十第三項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者</p> <p>五〇七 （略）</p>	<p>第二百二十九条の八 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者</p> <p>四 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者</p> <p>五〇七 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（解散命令） 第三百三十五条（略） 2～4（略） 5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等（私立学校法第十九条第二項の私立学校審議会等をいう。以下同じ。）」と、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、同法第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項及び第三項並びに第二十五条中「主宰者」とあり、並びに同法第二十条第六項並びに同法第二十二条第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第十五条第三項及び第四項中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と読み替えるものとする。</p> <p>6～8（略）</p>	<p>（解散命令） 第三百三十五条（略） 2～4（略） 5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等（私立学校法第十九条第二項の私立学校審議会等をいう。以下同じ。）」と、同法第十七条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、同法第二十条第一項から第五項まで、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項及び第三項並びに第二十五条中「主宰者」とあり、並びに同法第二十条第六項及び同法第二十二条第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）において準用する同法第十五条第三項中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と読み替えるものとする。</p> <p>6～8（略）</p>

○ 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録取消しの制限等）</p> <p>第五十条 法務大臣は、司法書士に対して第四十七条各号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を發送し、又は同条第四項前段の措置をとつた後直ちに日本司法書士会連合会にその旨を通告しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録取消しの制限等）</p> <p>第五十条 法務大臣は、司法書士に対して第四十七条各号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を發送し、又は同条第三項前段の揭示をした後直ちに日本司法書士会連合会にその旨を通告しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

○ 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録取消しの制限等）</p> <p>第四十五条 法務大臣は、調査士に対し第四十二条各号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を發送し、又は同条第四項前段の措置をとつた後直ちに調査士会連合会にその旨を通告しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録取消しの制限等）</p> <p>第四十五条 法務大臣は、調査士に対し第四十二条各号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を發送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに調査士会連合会にその旨を通告しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（登録の抹消の制限等）</p> <p>第十四条の四 都道府県知事は、行政書士に対し第十四条第二号又は第三号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を發送し、又は同条第四項前段の措置をとつた後直ちに日本行政書士会連合会にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録の抹消の制限等）</p> <p>第十四条の四 都道府県知事は、行政書士に対し第十四条第二号又は第三号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一項の通知を發送し、又は同条第三項前段の揭示をした後直ちに日本行政書士会連合会にその旨を通知しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 銀行法第五十二条の四十第一項（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。次号において同じ。）又は第二項（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反した者</p> <p>三 銀行法第五十二条の四十第三項（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、銀行法第五十二条の四十第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者</p> <p>四・五 (略)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした長期信用銀行（長期信用銀行が銀行法第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該長期信用銀行であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、長期信用銀行議決権大量保有者（長期信用銀行議決権大量保有者が長期信用銀行議決</p>	<p>第二十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 銀行法第五十二条の四十第一項（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定に違反した者</p> <p>三 銀行法第五十二条の四十第二項（銀行法第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）の規定に違反して、銀行法第五十二条の四十第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者</p> <p>四・五 (略)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした長期信用銀行（長期信用銀行が銀行法第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該長期信用銀行であつた会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、長期信用銀行議決権大量保有者（長期信用銀行議決権大量保有者が長期信用銀行議決</p>

権大量保有者でなくなった場合における当該長期信用銀行議決権大量保有者であった者を含み、長期信用銀行議決権大量保有者が法人等（法人及び銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体をいう。以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主が長期信用銀行主要株主でなくなった場合における当該長期信用銀行主要株主であった者を含み、長期信用銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった場合における当該特定主要株主であった者を含み、特定主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社が長期信用銀行持株会社でなくなった場合における当該長期信用銀行持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、特定持株会社（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなった場合における当該特定持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又は長期信用銀行代理業者（長期信用銀行代理

権大量保有者でなくなった場合における当該長期信用銀行議決権大量保有者であった者を含み、長期信用銀行議決権大量保有者が法人等（法人及び銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体をいう。以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主が長期信用銀行主要株主でなくなった場合における当該長期信用銀行主要株主であった者を含み、長期信用銀行主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった場合における当該特定主要株主であった者を含み、特定主要株主が法人等であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、管理者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社が長期信用銀行持株会社でなくなった場合における当該長期信用銀行持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人、特定持株会社（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなった場合における当該特定持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人又は長期信用銀行代理業者（長期信用銀行代理

業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第六条の三第三項、第十条第一項若しくは第十一条第四項の規定又は銀行法第八条第一項若しくは第四項、第十六条第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第三項若しくは第五十三条第一項から第四項までの規定に違反して、これらの規定による届出、公告、掲示若しくは閲覧に供する措置をせず、又は虚偽の届出、公告、掲示若しくは閲覧に供する措置をしたとき。

三〇十七 (略)

業者が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第六条の三第三項、第十条第一項若しくは第十一条第四項の規定又は銀行法第八条第一項若しくは第四項、第十六条第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の二の九、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の四十八、第五十二条の六十の二第三項若しくは第五十三条第一項から第四項までの規定に違反して、これらの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

三〇十七 (略)

改 正 案	現 行
<p>（事務の区分）</p> <p>第六十五条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 市町村が第二十九条において準用する土地区画整理法第七十条第二項及び第七十七条第六項の規定により処理することとされている事務（都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p> <p>2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第六項の規定により処理することとされている事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p>	<p>（事務の区分）</p> <p>第六十五条の三 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 市町村が第二十九条において準用する土地区画整理法第七十条第二項及び第七十七条第五項後段の規定により処理することとされている事務（都道府県が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p> <p>2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第二十九条において準用する土地区画整理法第七十二条第六項及び第七十七条第五項後段の規定により処理することとされている事務（市町村が施行する新都市基盤整備事業に係るものに限る。）</p>

○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）（附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（事務の区分）</p> <p>第九十九条の二 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十条第六項（<u>第一百一条において準用する同法第三十三條第二項において準用する場合を含む。</u>）の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p> <p>2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。</p> <p>一 第三十三條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）、第三十六條において準用する土地区画整理法第九</p>	<p>（事務の区分）</p> <p>第九十九条の二 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 市町村が第五十七条において準用する土地区画整理法第五十条第十項（第五十七条において準用する同法第五十五条第十項において準用する場合を含む。）、第五十九条第十二項（同条第十五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項及び第三項並びに第七十一条において準用する同法第七十条第五項後段（<u>第一百一条において準用する同法第三十三條第二項において準用する場合を含む。</u>）の規定により処理することとされている事務（都府県又は機構若しくは地方公社（市のみが設立したものを除く。）が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）</p> <p>2 この法律の規定により市町村が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。</p> <p>一 第三十三條第二項（第三十七條第二項において準用する場合を含む。）、第三十六條において準用する土地区画整理法第九</p>

条第四項（第三十六条において準用する同法第十条第三項において準用する場合を含む。）、同法第十条第一項後段、同法第十一条第五項及び第七項並びに同法第十三条第一項後段、第五十条第四項において準用する同法第四十一条第三項（第七十一条において準用する同法第七十八条第四項及び第八十三条において準用する同法第一百条第七項において準用する場合を含む。）、第五十一条において準用する同法第十九条第二項及び第三項、同法第二十条第一項並びに同法第二十一条第六項（これらの規定を第五十一条において準用する同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、同法第二十九条第一項、同法第三十九条第一項後段並びに同法第四十五条第二項後段、第六十三条第一項、第七十一条において準用する同法第七十七条第八項後段、第七十二条第二項において準用する同法第八十六条第二項、第八十一条第二項において準用する同法第九十七条第一項後段並びに第九十五条第一項に規定する事務

二（略）

三 第六十四条第一項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第三項並びに第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第六項（第一百一条において準用する同法第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

条第四項（第三十六条において準用する同法第十条第三項において準用する場合を含む。）、同法第十条第一項後段、同法第十一条第五項及び第七項並びに同法第十三条第一項後段、第五十条第四項において準用する同法第四十一条第三項（第七十一条において準用する同法第七十八条第四項及び第八十三条において準用する同法第一百条第七項において準用する場合を含む。）、第五十一条において準用する同法第十九条第二項及び第三項、同法第二十条第一項並びに同法第二十一条第六項（これらの規定を第五十一条において準用する同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、同法第二十九条第一項、同法第三十九条第一項後段並びに同法第四十五条第二項後段、第六十三条第一項、第七十一条において準用する同法第七十七条第七項後段、第七十二条第二項において準用する同法第八十六条第二項、第八十一条第二項において準用する同法第九十七条第一項後段並びに第九十五条第一項に規定する事務

二（略）

三 第六十四条第一項（土地の試掘等に係る部分を除く。）及び第三項並びに第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項後段（第一百一条において準用する同法第三百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する事務（個人施行者、組合、市町村又は市のみが設立した地方公社が施行する住宅街区整備事業に係るものに限る。）

改正案	現行
<p>（貸金業法の準用）</p> <p>第三十二条 貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条（<u>第一項第四号</u>を除く。）、第十五条から第十八条まで、第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条（第二項第五号を除く。）及び第二十二条の規定は、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（表 略）</p> <p>第九十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一項（第四号を除く。）に規定する事項を掲示せず、又は虚偽の掲示をしたとき。</p> <p>三の二 <u>第三十二条において準用する貸金業法第十四条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を公衆の閲覧に供せず、又は虚偽の事項を公衆の閲覧に供したとき。</u></p>	<p>（貸金業法の準用）</p> <p>第三十二条 貸金業法第十二条の四から第十二条の九まで、第十四条（<u>第四号</u>を除く。）、第十五条から第十八条まで、第十九条の二から第二十条の二まで、第二十一条（第二項第五号を除く。）及び第二十二条の規定は、貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>（表 略）</p> <p>第九十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第三十二条において準用する貸金業法第十四条（第四号を除く。）に規定する事項を掲示せず、又は虚偽の掲示をしたとき。</p> <p>（新設）</p>

四
七
(略)

四
七
(略)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（認可特定保険業者等に対する保険業法の規定の準用）</p> <p>第四条 保険業法第九十七条第二項、第一百条の二第一項、第一百条の四、第一百十条（第二項を除く。）、第一百一十一条（第二項を除く。）、第百十三条から第百十六条（第二項を除く。）まで、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十三條、第百二十四条、第百三十一条から第百三十三条まで、<u>第二百七十二条の八第四項</u>、<u>第二百七十二条の九</u>、<u>第二百七十二条の十一</u>、<u>第二百七十二条の二十一</u>（第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項を除く。）から<u>第二百七十二条の二十三</u>まで及び<u>第二百七十二条の二十七</u>の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（表 略）</p> <p>2 22 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（認可特定保険業者等に対する保険業法の規定の準用）</p> <p>第四条 保険業法第九十七条第二項、第一百条の二第一項、第一百条の四、第一百十条（第二項を除く。）、第一百一十一条（第二項を除く。）、第百十三条から第百十六條（第二項を除く。）まで、第百十七条、第百十八条、第百二十条から第百二十二条まで、第百二十三條、第百二十四条、第百三十一条から第百三十三条まで、<u>第二百七十二条の八第三項</u>、<u>第二百七十二条の九</u>、<u>第二百七十二条の十一</u>、<u>第二百七十二条の二十一</u>（第一項第二号、第三号及び第五号並びに第二項を除く。）から<u>第二百七十二条の二十三</u>まで及び<u>第二百七十二条の二十七</u>の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、認可特定保険業者について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（表 略）</p> <p>2 22 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 デジタル社会の形成に関する重点計画（デジタル社会形成基 本法第三十八条第一項に規定する重点計画をいう。）の作成及 び推進に関すること。</p> <p>二 二十三（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2 デジタル庁は、前条第二号の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 デジタル社会の形成に関する重点計画（デジタル社会形成基 本法第三十七条第一項に規定する重点計画をいう。）の作成及 び推進に関すること。</p> <p>二 二十三（略）</p>

改正案		現行	
附則			
（他の法律の適用の特例）			
<p>第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>			
2・3 （略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
附則			
（他の法律の適用の特例）			
<p>第三条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。</p>			
2・3 （略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）